

シンガポール
商標規則
2020年S433により改正
2020年6月5日施行

目次

第 I 部 序

規則 1 引用

規則 2 定義

規則 3 手数料

規則 3A 書類の提出

規則 4 様式

規則 4A 実施指針

規則 6 書類への署名

規則 7 書類の送達

規則 8 住所の提出

規則 9 送達宛先

規則 10 代理人

第 II 部 商標の登録

第 1 節 商標の登録可能性

規則 11 大統領の表示

規則 12 シンガポールの紋章，大統領の紋章，王室の紋章等

規則 13 紋章等で構成される標章の登録

規則 14 現存者又は最近の死亡者

第 2 節 登録出願

規則 15 登録出願

規則 16 商標の表示

規則 17 登録出願の分割

規則 18 優先権の主張

規則 19 明細

規則 20 翻訳及び翻字

規則 21 出願の不備

規則 21A 出願の取下

第 3 節 出願の補正

規則 22 出願の補正

規則 23 公告後の出願補正

第4節 登録出願の審査

規則24 審査報告書及び出願人の応答

第5節 公告

規則26 出願の公告

第6節 登録への異議申立

規則29 異議申立書

規則30 異議申立書の内容

規則31 意見書

規則31A 証拠ラウンド

規則32 異議申立を裏付ける証拠についての期間延長

規則33 出願を裏付ける証拠についての期間延長

規則34 異議申立人による応答証拠についての期間延長

規則35 更なる証拠

規則36 証拠物

規則36A 聴聞前審理

規則37 異議申立の聴聞

規則38 異議申立手続における登録官の決定

規則39 異議申立手続における期間の延長

規則40 争がなかった異議申立の場合の費用

第7節 登録

規則41 登録証

第III部 登録簿

規則42 登録商標の細目の登録簿への記入

規則43 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録

規則44 登録簿における名称又は住所の変更の申請

規則45 登録前の出願人の死亡

規則46 登録簿からの事項の抹消

規則47 有効性の証明書

規則48 登録簿の抄本

第IV部 商標登録の更新

規則49 登録の更新

規則50 更新の通知

規則50A 不遵守の通知

規則51 登録簿からの商標の抹消

規則53 登録の回復

第 V 部 登録可能な取引

規則 54 登録可能な取引の細目の登録簿への記入

規則 55 取引の登録又は通知の申請

第 VI 部 登録商標の変更

規則 56 登録商標を変更する申請

第 VII 部 取消，無効，更正及び取消

規則 57 取消，無効の宣言及び更正の申請

規則 58 意見書

規則 59 更なる手続

規則 60 第三者による参加

規則 61 一定の商品又はサービスに関して登録商標又は登録を取り消す申請

第 VIII 部 団体標章及び証明標章

規則 62 団体標章及び証明標章に対する規則の適用

規則 63 規約の提出

規則 64 補正した規約の提出

規則 65 登録に対する異議申立

規則 66 規約の補正

規則 66A 規約の補正に対する異議申立

第 IX 部 証拠及び手続

規則 67 登録官の裁量権

規則 67A 聴聞の請求

規則 68 登録官の聴聞は公開すること

規則 69 登録官の手続における証拠

規則 70 誓約書

規則 71 宣言を執行する官吏の印章の届出

第 X 部 費用

規則 72 費用の申請

規則 73 費用の算定

規則 74 算定手続

規則 75 費用の額

規則 76 証明書

第 XI 部 期間の延長及び出願，権利及び事柄の回復

規則 77 期間の延長請求

規則 77A 登録局で雇用されている者の行為を原因とする時間の不遵守

- 規則 77B 出願，権利又は事柄の回復
- 規則 77C 特別な状況における期限の延長
- 規則 78 証拠提出のための期間の開始日の変更

第 XIA 部 電子オンラインシステム

- 規則 78A 電子オンラインシステムの設置
- 規則 78F 電子オンラインシステムを利用する者の義務
- 規則 78H 書類の署名，宣誓の上での作成等
- 規則 78I サービス局

第 XII 部 就業時間及び非就業日

- 規則 79 就業時間及び非就業日
- 規則 80A 郵便業務の中断等における期間の延長

第 XIII 部 雑則

- 規則 81A 事件管理会議
- 規則 81B 書類，情報又は証拠の提示
- 規則 82 上訴
- 規則 83 不備
- 規則 84 誤謬の訂正
- 規則 85 裁判所への申請
- 規則 86 裁判所命令
- 規則 86A 商標公報

第 XIV 部 経過規定

- 規則 87 係属中の登録出願
- 規則 89 留保事項

附則 1 (規則 3 及び規則 77(3)(c)) 手数料

附則 2 (規則 4(4)) 様式の説明(省略)

附則 4 (規則 75) 費用の額

第 I 部 序

規則 1 引用

本規則は、「商標規則」として引用することができる。

規則 2 定義

(1) 本規則において、文脈上他に要求されない限り、

「電子オンラインシステム」とは、規則 78A に基づいて設置される電子オンラインシステムをいう。

「フォリオ」とは、100 語をいい、各数字は 1 語として計算する。

「ニース協定」とは、1957 年 6 月 15 日に定められ、1967 年 7 月 14 日ストックホルム及び 1977 年 5 月 13 日ジュネーブにおいて改正され、1979 年 9 月 28 日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定並びに当該協定のその後の改正または修正であって、施行されており、政府により認容されているものをいう。

「ニース分類」とは、ニース協定に基づく商品及びサービスの分類システムをいい、当該分類の修正又は変更であって、施行に移されているものを含む。

「明細」とは、

(a) 商標、又は

(b) 登録商標若しくは商標登録出願に関する取引、

が登録されているか、登録されようとしている商品又はサービスの明細をいう。

「商標公報」とは、規則 86A に基づきその名称で刊行されている定期刊行物をいう。

(2) 「月」という語は、登録官の発する決定、指示又はその他の書類において用いられるときは、文脈上他に要求されない限り、暦月をいう。

(3) 何らかの行為を行うために本規則又は決定、指示若しくはその他の書類が定める期間は、(4)、(5)及び(6)に従って計算する。

(4) その行為を指定日からの指定期間内又は指定日の後に行うことを要する場合は、その指定期間は指定日の翌日に開始する。

(5) その行為を指定日の前の指定期間内又はそれより短い期間に行うことを要する場合は、その期間は指定日の前日に終了する。

(6) その行為を指定日の前又は後の指定された正味日数の間に行うことを要する場合は、少なくともその日数が行為の行われる日と指定日の間に入らなければならない。

規則 3 手数料

(1) 附則 1 に定める手数料は、当該附則に定める事項に関して、登録官に納付すべきものとする。

(2) 本規則に別段の規定があるか又は登録官が別段の許可若しくは指示をする場合を除き、次のとおりとする。

(a) 何れかの事項に関して手数料が附則 1 に定められる場合は、手数料を当該事項に対応する様式の提出と同時に納付する。

(b) 手数料が納付されないときは、様式は提出されたものとみなされない。

(3) (4)に従うことを条件として、登録官が許可又は指示をする納付方法を使用して手数料

を納付しなければならない。

(4) 電子オンラインシステムが規則 78A(2)にいう行為を行うために使用される場合は、当該行為に関連して納付すべき手数料は、登録官が別段の許可又は指示をしない限り、電子オンラインシステムが指定する納付方法を使用して納付しなければならない。

規則 3A 書類の提出

(1) 商標法又は本規則に従わない書類が登録局に提出された場合は、登録官はその受理又は処理を拒絶することができる。

(2) 登録局に提出する書類はすべて、

(a) 英語で作成する、又は

(b) 書類が英語でない場合は、その書類の英語翻訳文を添付する。

(3) 登録局に提出されたすべての書類は、登録官が発行する実施指針に指定された書類のサイズ、耐久性、読み取り易さ又は様式に関する要件に従って提出されなければならない。

(4) 登録官が(2)又は(3)に従わない書類の受理を拒絶する場合は、登録官は、当該書類が(2)又は場合により(3)に従っていない態様について出願人に通知する。

(5) 登録局に提出された書類が写しである場合は、登録官は、

(a) 当該書類の受理又は処理をするか否かを決定し、かつ

(b) 原本を登録局へ提出するよう求めることができる。

(6) 登録官は、電子オンラインシステムを使用して提出された書類のハードコピーを提出するよう求めることができる。

規則 4 様式

(1) 登録官は、庁のインターネットウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> に商標登録又は法に基づく他の登録官手続に関する目的に使用する様式を公告する。

(2) 登録官は、個々の事件又は事件の種類における様式を変更することができる。

(3) 何れかの様式の代わりに、その様式の公告された目的で別の書類が登録局に提出された場合は、登録官は、次の場合にその書類を受理することができる。

(a) 規則 3A(2)及び当該様式に関する登録官の指示にすべて従っていること、又は

(b) 登録官が受理可能な書式であること(4) 本規則における番号付けされた様式への言及は、対応する番号を付され附則 2 に記載された最新版の様式のことと解釈する。

(5) 第 5 条(1)、第 5A 条(2)、第 13 条(3)及び第 67 条(5)を含め法にいう事項は、登録官宛に提出し、作成し、引き渡し又は実施指針の発行によって登録官が定めることができる効果的かつ効率的な方法で為すものとする。

規則 4A 実施指針

法又は本規則に基づいて登録官によって発行されるすべての実施指針は、登録官によって庁のインターネットウェブサイト <http://www.ipos.gov.sg> に公告される。

規則 6 書類への署名

(1) パートナリシップのために又はこれを代表して署名する書類には、パートナー全員の名称を完全に記載し、次の者が署名する。

- (a) すべてのパートナー
 - (b) パートナーシップを代表して署名すると述べるパートナー，又は
 - (c) パートナーシップを代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者
- (2) 法人のために又はこれを代表して署名する書類には，その法人の取締役，秘書役若しくはその他の筆頭役員又はその法人を代表してその書類に署名する権限があると登録官を納得させるその他の者が署名する。
- (3) 非法人又は団体が又はこれを代表して署名する書類には，署名する資格があると登録官が認める者が署名することができる。
- (4) 本条規則の適用上，「書類」とは，商標法又は本規則に基づく何らかの事項に関して登録官に与える，送付する，提出する又は送達すべき書類をいう。

規則7 書類の送達

(1) 法又は規則により，何らかの書類を登録官又は登録局に引き渡し，送付し，提出し又は送達することを許可又は要求される場合は，その引渡，送付，提出又は送達は，電子オンラインシステムを使用して書類の電子通信を送付することにより，登録官又は(場合により)登録局に対して行わなければならない。

(2) 法又は規則により，当事者が書類を(登録官又は登録局以外の)別の当事者に引き渡し，送付し又は送達することを許可又は要求される場合は，その引渡，送付又は送達は，次の方法により行うことができる。

- (a) 郵便により，
 - (b) 手渡しにより，
 - (c) 宅配便により，又は
 - (d) (3B)に従うことを条件として，書類の電子通信を電子的手段により送付することにより
- (3) 法又は規則により，何らかの通知その他の書類を登録官又は登録局が何れかの当事者に引き渡し，送付し又は送達することを許可又は要求される場合は，登録官又は登録局は，次の方法で当事者に対する引渡，送付又は送達を行うことができる。

- (a) 通知その他の書類を郵便により送付することにより
- (b) 電子オンラインシステム又は(3B)に従うことを条件として，他の電子的手段を使用して，通知その他の書類を電子通信で送付することにより，
- (c) 手渡しにより，又は
- (d) 宅配便により

(3A) (3B)に従うことを条件として，登録官は，個々の事件において，(1)又は(2)に規定される以外の方法による書類の引渡，送付，提出又は送達を許可することができる。

(3B) しかしながら，(2) (d)，(3) (b)又は(3A)に基づく電子的手段の使用は，電子オンラインシステムの使用を除き，次の者の同意(明示的又は黙示的な)を得なければならない。

当該通知その他の書類が当該手段により引き渡され，送付され，提出され又は送達されている

- (a) 当事者，又は
 - (b) 登録官又は登録局
- (4) (2)又は(3)に基づいて通知又はその他の書類を郵便で送付する場合は，その通知又はそ

他の書類の引渡し、送付又は場合により送達は、別段の証明がされない限り、その通知又は書類が郵便の通常の経路で配達された時点で実施したものとして扱われる。

(5) (2)及び(3)の適用上、通知又はその他の書類が、規則 9 又は規則 10 にいう送達宛先における当事者へ、料金前納郵便で送付される場合は、その通知又はその他の書類は当事者へ郵便で送付される。

(6A) 規則 9 に従って提出される送達宛先の使用可能性に拘らず、何らかの通知その他の書類が(2) (d)、(3) (b)又は(3A)によって許可される方法で電子通信を送付することによって引き渡され、送付され、提出され又は送達される場合は、当該通知又は書類は、その者に対して正当に引き渡され、送付され又は送達されたものとみなす。

(8) 本条規則は裁判所の手続において送達される通知及び書類には適用されない。

規則 8 住所の提出

(1) ある者が登録官に住所を提出することを商標法又は本規則により要求される場合は、提出する住所は、住所を与えた者の事業所の場所が何人も容易に見付けられるようにするために、できる限り完全なものとする。

(2) 登録官は、その住所に街路名、建物の街区番号、敷地建物の番号又は若しあれば敷地建物の名称及び郵便番号を含めるよう求めることができる。

規則 9 送達宛先

(1) 登録官手続の目的のため、シンガポールにおける送達宛先を次の者が又はその代理で(2)又は(5)に従って提出するものとする。

(a) すべての商標登録出願人

(b) 次のいずれかの事項に異議申立するすべての者

(i) 公告された商標登録出願の補正であって、補正が登録出願に係る商品又はサービスに影響を与えるもの

(ii) 商標、団体標章又は証明標章の登録出願

(iii) 何れかの事項の登録簿からの抹消

(iv) 登録商標の変更

(v) 登録された団体標章又は証明標章の使用規約を補正する申請

(c) 第 22 条に基づく商標登録の取消、第 23 条に基づく商標登録の無効宣言又は第 67 条に基づく登録簿更正の登録官への申請をするすべての者

(d) 規則 60 に基づき参加の許可を付与されたすべての者

(e) 商標登録の取消、登録の無効宣言又は登記簿の更正についての登録官への申請の対象である登録商標のすべての所有者

(f) 商標登録更新又は登録簿への商標回復のすべての申請人

(g) 次の事項のすべての登録申請人

(i) ライセンスの付与

(ii) ライセンスの補正、又は

(iii) ライセンスの解除

(h) 次の事項のすべての登録申請人

(i) 担保権の付与

- (ii) 担保権の補正, 又は
 - (iii) 担保権の解除
 - (i) 登録商標所有者の変更登録のすべての申請人
 - (j) 次に従い商標に利害を有するとして掲載されたすべての者
 - (i) 個人代理人による同意, 又は
 - (ii) 裁判所又は他の管轄当局の命令, 及び
 - (k) 登録官手続のすべての他の当事者
- (2) 事項の申請につきシンガポールにおける送達宛先を提出することが要求される場合, そのシンガポールにおける送達宛先はその事項を提出した様式上で提供する。
- (3) (2)に基づく送達宛先の提出は, 様式を提出する事項についてのみ有効とする。
- (4) (3)に拘らず,
- (a) (e)に従うことを条件として, 商標登録の出願人が送達宛先を様式 TM4 にて提出する場合は, 送達宛先の提出は, その様式を提出した商標に関するすべての手続の目的で有効とする。
 - (b) (f)に従うことを条件として, 登録商標の所有者の送達宛先は, 登録商標の二度目又はその後の更新申請の場合を除き, 登録商標に関するすべての手続の目的で有効とする。
 - (c) 次の何れかに異議申立する者が様式 TM11 で送達宛先を提供する場合は, 送達宛先の提出は, その様式を提出した手続及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。
 - (i) 公告された商標の登録出願の補正であって, その補正が登録出願に係る商品又はサービスに影響を与える場合
 - (ii) 商標, 団体標章又は証明標章の登録出願
 - (iii) 登録簿からの何れかの事項の抹消
 - (iv) 登録商標の変更
 - (v) 登録された団体標章又は証明標章の使用規約を補正する申請
 - (d) 次の何れかの申請を登録官に対してする申請人が様式 TM28 で送達宛先を提供する場合は, 送達宛先は, その様式を提出した手続及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。
 - (i) 商標登録取消の第 22 条に基づく申請
 - (ii) 商標登録無効宣言の第 23 条に基づく申請
 - (iii) 登録簿更正の第 67 条に基づく申請
 - (e) 次の何れかに対する異議申立に応答する出願人が送達宛先を様式 HC6 にて提供する場合は, 送達宛先は, その様式を提出した手続及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。
 - (i) 公告された商標の登録出願の補正であって, その補正が登録出願に係る商品又はサービスに影響を与える場合
 - (ii) 商標, 団体標章又は証明標章の登録出願
 - (iii) 登録商標の変更
 - (iv) 登録された団体標章又は証明標章の使用規約を補正する申請
 - (f) 第 58 条に基づく意見書を提出する登録所有者が様式 HC6 にて送達宛先を提供する場合は, 送達宛先は, その様式を提出した手続及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。

(g) 商標登録更新又は登録簿への商標回復の申請人が、様式 TM19 にて送達宛先を提供する場合は、送達宛先は、その様式を提出した商標に関して、すべての更新申請又は手続及びすべての回復申請又は手続の目的で有効とする。

(h) ライセンス付与、ライセンス補正又はライセンス解除の登録の申請人が、そのライセンスに関して送達宛先を様式 CM6 にて提供する場合は、送達宛先はそのライセンスに関するすべての手続の目的で有効とする。

(i) 担保権付与、担保権補正又は担保権解除の登録の申請人が、その担保権に関して送達宛先を様式 CM7 にて提供する場合は、送達宛先はその担保権に関するすべての手続の目的で有効とする。

(j) 登録商標の所有権の変更登録の申請人が、送達宛先を様式 CM8 にて提供する場合は、送達宛先は申請人の選択により次について有効とすることができる。

(i) 商標登録出願を含む商標に関するすべての手続の目的について、又は

(ii) 登録商標の所有権変更の登録の目的についてのみ。この場合は、申請人は、商標登録出願を含む商標に関するすべての他の手続のために別の送達宛先を別個の様式 CM8 にて提供しなければならない。

(k) (1) (d)にいう者が送達宛先を様式 CM1 にて提供する場合は、送達宛先は、その様式を提出した規則 60(参加の許可に係る)に基づく申請及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。

(1) (1) (k)にいう当事者が送達宛先を様式 CM1 にて提供する場合は、送達宛先は、その様式を提出した登録官手続及び第 X 部に基づく関連の手続の目的で有効とする。

(m) 個人代理人による同意に従い又は裁判所若しくは他の管轄当局の命令に従い商標に利害を有すると掲載された者が、その同意又は命令に関して送達宛先を書面にて提供する場合は、その同意又は命令に関して次の中の該当する目的で有効とする。

(i) 次の登録

(A) ライセンス付与

(B) ライセンス補正、又は

(C) ライセンス解除

(ii) 次の登録

(A) 担保権付与

(B) 担保権補正、又は

(C) 担保権解除

(iii) 登録商標の所有権変更の登録

(n) (f)に従うことを条件として、商標登録出願人の送達宛先は、商標登録時には、商標所有者としてのその当事者の送達宛先とする。ただし、次の場合を除く。

(i) 登録官が(7)又は規則 44 に従って送達宛先の変更の通知を受ける、又は

(ii) 登録官が規則 55 に従って規則 55(1) (a)にいう譲渡又は取引の通知を受ける。及び

(o) 登録官は、ある者のシンガポールにおける取引又は事業上の住所をその者の送達宛先とみなすことができる。ただし、相異なる送達宛先が(1)若しくは(7)又は規則 44 に基づいて提供される場合はその限りでない。

(5) (2)及び(4)が適用されない場合は、送達宛先は、書面にて提出する。

(6) 送達宛先が(1)で求めるように提出されない場合は、登録官は、問題の者に対し、通知

日から2月以内に送達宛先を提出するよう通知することができ、その者がそうしなかった場合は、

(a) (1) (a), (c), (f), (g), (h) 又は (i) にいう出願(申請)人の場合は、出願(申請)人による出願(申請)を取り下げたものとみなされる。

(b) (1) (b) 又は (d) にいう者の場合は、その者はその者の異議申立又は参加(場合により)を取り下げたものとみなされる。

(c) (1) (e) にいう所有者の場合は、その所有者は、商標登録取消、登録無効宣言又は登録簿更正の申請に関する手続へ参加することは許可されない。

(d) (1) (j) にいう者の場合は、同意又は裁判所若しくは管轄当局の命令を登録するためのその者による申請は、取り下げられたものとみなす。また

(e) (1) (k) にいう者の場合は、その当事者は問題の手続に参加することを許されない。

(7) (1) にいう者がシンガポールにおける送達宛先を変更した場合は、その者はその変更を様式 CM2 にて登録官に通知するものとする。

(8) ある者の送達宛先へ送付又は送達したものは何れも、その者に対して正当に送付又は送達されたものとみなす。

規則 10 代理人

(1) 登録官は、ある者が別の者の代理で代理人として行為することを授権されている商標法又は本規則に基づく事項を処理するときは、代理人又はその本人の署名又は出頭を求めることができる。

(2) 登録官は、代理人に対して通知書を送付することにより、代理人権限の証拠を提示するよう求めることができる。

(3) ある者により申請又は手続について代理人が任命された場合は、シンガポールにおける代理人の送達宛先は、その者の送達宛先として取り扱われる。

(4) ある事項についての代理人の任命は、その事項についての様式にて登録官に通知しなければならない。

(5) 次は登録官に様式 CM1 にて通知する。

(a) 様式が定められていない事項についての代理人の任命

(b) ある事項についての代理人の変更

(6) 自己の名称を変更した代理人が登録簿に記載されている自己の名称を変更しようとする場合は、その代理人は登録官に対する様式 CM2 の提出によって登録簿に記載されている名称が変更されるよう申請しなければならない。

(7) 何れかの手続当事者の代理人がその当事者を代理して行為することを停止しようとする場合は、

(a) 代理人は、その当事者を代理して行為することを停止する意図の通知書を様式 CM1 にて当事者及び登録官に提出し送達するものとし、

(b) (a) を順守後、代理人は当事者の代理人であることを停止する。

第 II 部 商標の登録

第 1 節 商標の登録可能性

規則 11 大統領の表示

登録官は、大統領の表示又はその紛らわしい模倣で構成される又は含む商標の登録を拒絶する。

規則 12 シンガポールの紋章、大統領の紋章、王室の紋章等

登録官は、次のもので構成される又は次のものを含む商標の登録を拒絶する。

(a) シンガポール共和国の紋章、大統領の紋章、王室若しくは陛下の紋章、頂飾、徽章若しくは記章又は前記の何れかと誤認の虞がある程に酷似している図形の表示

(b) 王室若しくは陛下の王冠又はシンガポール共和国の旗章又は王室若しくは陛下の旗章の表示

(c) 「王室の」、「陛下の」、「大統領の」若しくは「シンガポール政府」の語又は出願人が王室、陛下、大統領若しくはシンガポール政府の愛顧若しくは許可を得たことがあるか若しくは最近得ていると人々に思わせるような方法で使用される語、文字若しくは図形で、そのような事情があるか否かは問わない。

(d) 「赤十字」若しくは「ジュネーブ十字」の語、ジュネーブ十字若しくは赤十字の表示、スイス連邦国旗の赤地に白若しくは赤地に銀の十字の表示又は前記の何れかと類似する表示、又は

(e) 「アンザック (ANZAC)」という語

ただし、同意を与える権利を有する者又は当局の登録及び使用に対する同意が得られていると登録官が認める場合はその限りでない。

規則 13 紋章等で構成される標章の登録

(1) 何れかの国、居住地、市、自治都市、町、地方、会、法人、政府組織、法定の委員会、協会又は人物の名称、頭文字、徽章、記章、階級章、装飾、旗章又は図形の表示が登録出願の対象である商標に表れる場合は、登録官は、その標章の登録を進める前に出願人に対し、同意を与える権限があると登録官が認める官吏又はその他の者による当該事項の登録及び使用に対する同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官が定める期間内に当該同意が提出されない場合は、登録官は、その標章の登録を拒絶する。

規則 14 現存者又は最近の死亡者

(1) ある者の名称又は表示が登録出願の対象である商標に表れる場合は、登録官は、その標章の登録を進める前に出願人に対し、その者又は最近死亡した者の場合はその者の法定代理人の同意を登録官に提出するよう求めることができる。

(2) 登録官が定める期間内に(1)にいう同意が提出されず、かつ、出願人が同意を得ることがその状況において不可能又は非現実的であることを登録官に納得させない場合は、登録官は、その標章の登録を拒絶する。

第2節 登録出願

規則15 登録出願

商標の登録出願は、様式 TM4(この部では願書様式という)により行い、かつ、標章そのものの明確な表示を含んでいなければならない。

規則16 商標の表示

- (1) 出願人は、願書の指定されたスペースに、当該商標を明瞭かつ耐久性の高い表示をする。
- (2) 表示がスペースの大きさを超える場合は、願書に添付する別紙上に表示する。
- (3) 連続商標の登録出願の場合は、一連の各商標を願書に表示する。
- (4) 出願人の提出した表示が当該標章の細目を十分に示していない又は当該商標のすべての特徴を適正に審査することができないと登録官が合理的に考える場合は、登録官は出願人に対して、通知書により、登録官がその通知中に定める期間内に次の何れか又はすべてを提供するよう求めることができる。
 - (a) 標章の単一の図又は幾つかの異なる図で構成される、標章の別の表示
 - (b) 言葉による標章の説明
 - (c) 登録官が要求するその他の情報
- (6) 登録官が商標の表示に納得しない場合は、その出願の処理を進める前に、自己の納得する別の表示を提出するよういつでも求めることができ、出願人は、様式 TM27B を登録官に提出することによってその表示を置き換える。

規則17 登録出願の分割

- (1) 本条規則の規定に従うことを条件として、2007年7月2日以後になされる商標登録出願(本条規則において原出願という)は、原出願の提出日後から商標登録前までの任意の日に様式 TM8 で行う出願人の請求により、当該商標登録出願を2以上の出願に分割することができる。
- (2) 原出願が2以上の商品又はサービスに関してなされている場合は、原出願を、次に関するそれぞれ2以上の出願に分割するため、(1)に基づく請求を行うことができる。
 - (a) 原出願が関連する1又は2以上の類の商品又はサービス、又は
 - (b) 原出願が関連する1又は2以上の類の商品又はサービスに含まれる1又は2以上の商品又はサービス
- (3) 出願人が(1)に基づく請求を行った場合は、その請求には、分割された各出願及び各出願が関連する商品又はサービスの類ごとに、規則19に従って個々の出願が関連する商品又はサービスを記載する明細を含める。
- (4) 原出願を2以上の出願に分割したときは、
 - (a) 分割された各出願の日付は原出願と同じとなる。
 - (b) 原出願の対象である商標の登録に対する異議申立書は、次のように扱う。
 - (i) 異議申立書が、原出願が関連する商品又はサービスの一部のみ(全部ではない)に関する場合は、当該申立書が関連する商品又はサービスの何れかに関してなされた各分割

出願についてのみ行われたものとして扱い、又は
(ii) (i)に従うことを条件として、分割されたすべての出願について行われたものとして扱い、

そのように行われたものとして、異議申立手続を継続する。並びに

(c) 商標法第 41 条(3)に基づく登録官への通知は、次のように扱う。

(i) 通知が、原出願が関連する商品又はサービスの一部のみ(全部ではない)に関する場合は、当該通知が関連する商品又はサービスの何れかに関してなされた各分割出願についてのみ行われたものとして扱い、又は

(ii) (i)に従うことを条件として、分割されたすべての出願について行われたものとして扱う。

規則 18 優先権の主張

(1) 商標法第 10 条に基づく条約国において又は商標法第 10 条に定める規定に対応する規定が商標法第 11 条に基づき定められた別の国又は領域において提出された商標登録出願を理由に優先権が主張された場合は(本条規則において優先権出願という)、当該主張の細目は、願書提出時に願書に含めるものとする。

(2) (1)にいう細目とは、

(a) 次の国又は領域

(i) 優先権出願が提出された国又は領域、又は

(ii) 複数の優先権出願があり、それぞれの優先権出願が提出された国又は領域

(b) 次の日付

(i) 優先権出願が提出された日付、又は

(ii) 複数の優先権出願があり、それぞれの優先権出願が提出された日付

(c) 登録を求める商品又はサービスのすべてではないが 1 又は 2 以上について、優先権出願において優先権を主張する場合は、優先権を主張する商品又はサービス、並びに

(d) 複数の優先権出願で優先権を主張する場合は、それぞれの優先権出願で優先権を主張する商品又はサービス

(3) 登録官は随時、登録官が納得するように、次を証明又は立証する当該国又は領域の登録機関又は他の管轄当局による証明書を提出するよう、出願人に求めることができる。

(a) 優先権出願の出願日

(b) 国若しくは領域又は登録機関若しくは管轄当局

(c) 標章の表示、又は

(d) 優先権出願の対象となる商品及びサービス

(4) (3)にいう証明書が英語でない場合は、登録官が納得するように証明又は立証された、証明書の内容の英語への翻訳文を証明書に添付する。

規則 19 明細

(1) 商標登録のためには、商品及びサービスは商標登録出願の出願日現在で効力を有するニース国際分類に従って分類される。

(2) 願書には、出願が関連する商品又はサービスの類ごとに次を含める。

(a) 出願時点でのニース国際分類に記載する商品又はサービスの類番号、又は

(b) 次のような商品又はサービスの明細

(i) その類に該当するもの

(ii) 次のように記載されているもの

(A) 商品又はサービスの内容が明瞭に示されていること

(B) 商品又はサービスを出願時点でのニース国際分類に従って分類可能であること、又は

(iii) 登録官のその他の要求を遵守していること

(2A) (2) (b)の適用上、出願人は、登録官の発行した実施指針に含まれる商品又はサービスの承認済リストに記載された明細を採用することができる。

(3) 出願は出願時点でのニース国際分類の1より多い類の商品又はサービスについて行うことができ、そのような場合は、明細には類ごとに申請が関連する商品又はサービスを表示する。

(4) 出願時点でのニース国際分類の特定の1の類に含まれるすべての商品若しくはサービス又は多種類の商品若しくはサービスについての登録出願の場合は、登録官は、その出願人がなしたか又は登録されたならばなすことを意図する商標の使用によってその明細が正当化されることに自己が納得しない限り、出願の受理を拒絶することができる。

規則 20 翻訳及び翻字

(1) 商標がローマ字又は英語以外の言語の語句を含む又はこれで構成される場合は、登録官が別段の指示をしない限り、願書に次を裏書きする。

(a) その語句の登録官が納得するような英語翻訳文及び必要な場合は登録官が納得するような英語翻字、又は

(b) その語句が属する言語

(2) 登録官は随時、登録官の納得するように証明又は立証された翻訳又は翻字の謄本を登録官に提出するよう求めることができる。

規則 21 出願の不備

(1) 商標登録出願が、商標法第5条(2)又は(3)に基づく要件を満たさない場合は、登録官は、出願人に不備の是正を求める通知を送付する。

(2) 登録官が(1)に基づいて出願人に通知を送付した場合は、出願人は通知日の後2月以内に通知に記載されたすべての不備を是正する。

(3) 商標法第5条(4)に従い、次の通りでなければ、商標登録出願がなされたものとして扱わない。

(a) 商標法第5条(2)に基づくすべての要件が満たされたこと、並びに

(b) 商標法第5条(3)に基づく納付すべきすべての手数料が、

(i) 納付されたこと、又は

(ii) 登録官が納付されたものとして扱ったこと

(4) (1)に従うことを条件として、登録出願が規則15(1)又は規則19(2)(a)を遵守していない場合は、登録官は、出願人に不備の是正を求める通知を送付する。

(5) 出願人が、通知日の後2月以内に(4)に基づいて通知に記載されたすべての不備を是正しなかった場合は、出願を取り下げたものとして扱われる。

規則 21A 出願の取下

第 5 条にいう商標登録出願の取下の通知は次の方法の何れかであることができる。

- (a) 請求書によって
- (b) 様式 CM9 によって

第 3 節 出願の補正

規則 22 出願の補正

- (1) 登録出願を補正する申請は、次にてなすものとする。
 - (a) それが代理人を任命、変更又は抹消するためになされる場合は、様式 CM1
 - (b) それが出願人の名称又は他の細目を変更又は訂正するためになされ、その変更又は訂正が商標の表示に影響を与えない場合は、様式 CM2、及び
 - (c) (a) 及び (b) が該当しない場合は、様式 TM27
- (5) 登録出願の補正申請を処理する前に、登録官は、出願人に対し、登録官が適切とみなす証明を提供するよう求めることができる。

規則 23 公告後の出願補正

- (1) 既に公告された登録出願の補正を求める申請を行う場合、かつ、補正が商標又は登録出願の対象となる商品又はサービスの表示に影響を与える場合は、補正も公告する。
- (2) 補正に対して異議申立を希望する者は、補正の公告日の後 2 月以内に、様式 TM11 による補正に対する異議申立書を登録官に提出する。
- (3) 異議申立書には、関連する場合は、補正が商標法第 14 条(3)に反している態様を含め、その者が補正に異議を申し立てる理由の陳述を含める。
- (4) 規則 29(2)から(7)まで及び規則 31 から規則 40 までは、必要な変更を加えて、異議申立書から生じる手続に適用される。
- (5) (4)にいう規則を適用する目的で、
 - (a) 登録出願への言及は、(1)にいう補正を求める申請のことと解釈する。
 - (b) 登録出願の公告日への言及は、補正の公告日のことと解釈する。
 - (c) 異議申立書への言及は、(2)及び(3)にいう異議申立書のことと解釈する、又は
 - (d) 異議申立人への言及は、(2)及び(3)にいう者のことと解釈する。

第 4 節 登録出願の審査

規則 24 審査報告書及び出願人の応答

- (1) 登録出願の審査過程で、登録要件を満たしていない又はその要件を満たすために追加の情報若しくは証拠が必要と登録官が認める場合は、登録官は、この旨の通知書を出願人に与える。
- (2) 登録官の通知書の日付の後 4 月以内に、出願人が次のことを行わなかった場合は、当該出願を取り下げたものとして扱う。
 - (a) 書面による意見陳述

- (b) 登録官への様式 HC4 による聴聞の申請
 - (c) 出願の補正申請, 又は
 - (d) 追加又はその他の情報若しくは証拠の提供
- (3) 出願人が登録官に対して様式 HC4 にて聴聞を申請した場合は, 登録官は出願人の主張を聴聞する日について出願人に通知する。
- (4) 聴聞の目的で, 出願人は登録官に対し, 聴聞日の少なくとも 14 日前に, 具申書及び証拠書類を提出する。
- (5) 聴聞中又は書面でなされた出願人の意見陳述に関する登録官の決定は, 書面により又は登録官が適切とみなすその他の方法で, 出願人に伝達する。
- (6) 出願人が登録官の決定理由を求める場合は,
- (a) 出願人は, 登録官の決定日後 1 月以内に, 登録官が登録官の決定理由を記載するための請求書を様式 HC5 にて提出するものとし,
 - (b) 登録官は, その請求日後 2 月以内に出願人に決定理由を送付しなければならない。
- (8) 登録官の決定の理由が出願人に送付された日を, 上訴の目的で登録官の決定の日とみなす。

第 5 節 公告

規則 26 出願の公告

- (1) 受理された登録出願は, 登録官が指示する期間内に指示する態様で, 商標公報に公告する。
- (2) 出願人が, 提案される登録について別の商標の所有者又は登録出願人の書面による同意を提出した後でのみ登録官が手続を進める出願の場合は, 「同意による」という語及び当該別の標章の番号をその公告に掲載する。

第 6 節 登録への異議申立

規則 29 異議申立書

- (1) 人(本節において異議申立人という)は, 登録出願の公告日の後 2 月以内に, 登録に対する異議申立書(本節において異議申立書という)を様式 TM11 により登録官に提出することができる。
- (2) 異議申立人は, 異議申立書を登録官に提出すると同時に, 出願人に対してその写しを送達する。
- (2A) 異議申立人が(2)を守らない場合は, その異議申立書は提出されなかったものとして取り扱われる。
- (3) 異議申立書に対する期間延長請求は, 次の通りでなければならない。
- (a) 登録出願の公告後 2 月以内に, 様式 TM48 を登録官に提出することにより行うこと, 及び
 - (b) 次を記載すること
 - (i) 延長の理由, 及び
 - (ii) 延長により影響を受ける虞のある者の名称及び宛先

(3A) 延長を請求する者は、(3)にいう請求が登録官に提出された時点で、出願人及び異議申立書の提出期間延長により影響を受ける虞のある各々の者に対し、当該請求の写しを送達しなければならない。

(4) 異議申立書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は、当該登録出願の公告日の後4月を超えないものとする。

(5) 登録官は、延長を請求する者が次に該当する場合は、異議申立書の提出期間延長の付与を拒絶することができる。

(a) 適切かつ十分な請求理由を示さない、又は

(b) (3)にいう請求が出願人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。

(6) 異議申立書の提出期間延長を承認したときは、登録官は、出願人及び(3)(b)(ii)にいう各々の者に対し、延長通知を送付しなければならない。

(7) 出願人又は異議申立書の提出期間延長により影響を受ける虞のある者は何人も、登録官の延長通知受領後2週間以内に、(3)にいう請求が出願人又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。

規則 30 異議申立書の内容

(1) 異議申立書には、異議申立人が登録に異議申立する理由の陳述を含める。

(2) 登録が、標章が先の商標と同一又は類似であるとの理由で異議申立される場合は、標章が先の商標と同一又は類似であるか否かを決定するために次の情報を陳述書に含めなければならない。

(a) 先の商標の表示、及び

(b) 該当する次のもの

(i) 先の商標が登録されている場合は、

(A) その登録番号、及び

(B) 先の商標が登録されている分類番号及び商品又はサービスの明細

(ii) 先の商標を登録する出願が係属中の場合は、

(A) 登録官によって出願に付与されている番号、及び

(B) 先の商標に登録を求める商品又はサービスの分類番号及び明細

(iii) 先の商標が登録されておらずそれを登録する出願がなされていない場合は、先の商標が使用されている商品又はサービスの明細

(3) 登録がシンガポールで周知である先の商標に同一又は類似であるとの理由で異議申立を受けている場合は、商標がシンガポールで周知であるか否かを決定するために次の追加情報が陳述書に含まなければならない。

(a) 先の商標の使用に係る情報、及び

(b) 先の商標のために行われた促進活動に関する情報

規則 31 意見書

(1) 異議申立人から異議申立書の写しを受領した日の後2月以内に、出願人は登録官に対し、次を記載した様式 HC6 による意見書(本節において意見書という)を提出する。

(a) 自己の出願の裏付けとして依拠する理由、及び

- (b) もしあれば、異議申立書で主張される自己が認める事実
- (2) 出願人は、意見書を登録官に提出すると同時に、異議申立人に意見書の写しを送達する。
- (3) 出願人が(1)又は(2)に従わない場合は、自己の出願を取り下げたものとみなされる。
- (4) 意見書を提出する期間の延長請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 異議申立人から異議申立書を受領した日の後2月以内に、出願人が登録官に様式HC3により行うこと、及び
 - (b) 次の事項を記載すること
 - (i) 延長の理由、及び
 - (ii) 延長により影響を受ける虞のあるすべての者の名称及び宛先
- (4A) 出願人は、(4)にいう請求を登録官に行ったときに、異議申立人及び意見書の提出期間延長により影響を受ける虞のあるすべての者に対し当該請求の写しを送達しなければならない。
- (5) 意見書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は、出願人が異議申立書を受領した日の後4月を超えないものとする。
- (6) 登録官は、出願人が次に該当する場合は、意見書提出期間延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 適切かつ十分な延長理由を示さない、又は
 - (b) (4)にいう請求が異議申立人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。
- (7) 意見書提出期間の延長を付与するときは、登録官は、異議申立人及び(4)(b)(ii)にいう各々の者に対し延長通知を送付しなければならない。
- (8) 異議申立人又は意見書の提出期間延長により影響を受ける虞のある何人も、登録官の延長通知受領後2週間以内に、(4)にいう請求が異議申立人又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。

規則 31A 証拠ラウンド

- (1) 意見書が提出された場合は、登録官は、適切な時機に当事者を聴聞した後、当事者が次の証拠を提出することができる期間を明示しなければならない。
 - (a) 異議申立人が異議を裏付けて提示したい証拠を示した誓約書
 - (b) 出願人が出願を裏付けて提示したい証拠を示した誓約書
 - (c) 異議申立人の応答証拠を示した誓約書
- (2) (1)に基づき登録官が指定する各期間は、2月未満であってはならない
- (3) 異議申立人は、(1)(a)にいう誓約書を次の期間内に登録官に提出しなければならない。
 - (a) 当該誓約書について登録官が(1)に基づき指定する期間、又は
 - (b) 規則 32に基づき延長された期間
- (4) 出願人は(1)(b)にいう誓約書を次の期間内に登録官に提出しなければならない。
 - (a) 当該誓約書について登録官が(1)に基づき指定する期間、又は
 - (b) 規則 32(7)(a)又は規則 33に基づき延長された期間
- (5) 異議申立人は、(1)(c)にいう誓約書を次の期間内に登録官に提出することができる。
 - (a) 当該誓約書について登録官が(1)に基づき指定する期間、又は

- (b) 規則 32(7) (a), 規則 33(7) (a)又は規則 34 に基づき延長された期間
- (6) 異議申立人が(1) (a)又は(c)にいう誓約書を提出するときは, 異議申立人は同時に誓約書の写しを出願人に送達しなければならない。
- (7) 出願人が(1) (b)にいう誓約書を提出するときは, 出願人は同時に誓約書の写しを異議申立人に送達しなければならない。
- (8) 異議申立人が(1) (a)にいう誓約書に関して(3)又は(6)を遵守しないときは, 異議申立人は, 異議申立を取り下げたものとみなされる。
- (9) 出願人が (4)又は(7)を遵守しないときは, 出願人は, 登録出願を取り下げたものとみなされる。
- (10) (1) (c)にいう異議申立人の応答誓約書は, (1) (b)にいう出願人の誓約書に厳密に応答する事項に限定されなければならない。

規則 32 異議申立を裏付ける証拠についての期間延長

- (1) 規則 31A(1) (a)にいう誓約書提出期間の延長についての異議申立人による請求は, 次の期間のうち遅い方の満了前に, 登録官に様式 HC3 を提出することにより行わなければならない。
 - (a) 当該誓約書について規則 31A(1)に基づき登録官が指定する期間
 - (b) (6)に基づき延長された期間
- (2) (1)にいう請求は, 次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 請求された延長期間
 - (b) 延長の理由, 及び
 - (c) 延長により影響を受ける虞のあるすべての者の名称及び宛先
- (3) 異議申立人は, 請求を登録官に提出する時に, 出願人及び期間延長の影響を受ける虞のある各々の者に対し, (1)にいう請求の写しを送達しなければならない。
- (4) 出願人又は期間延長の影響を受ける虞のある者は何人も, (1)にいう請求の写し受領後 2 週間以内に, 期間延長請求に対する異論を提出することができる。
- (5) 登録官は, 異議申立人が次に該当する場合は, 規則 31A(1) (a)にいう誓約書提出の期間延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 適切かつ十分な延長理由を示さない, 又は
 - (b) 延長請求が出願人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。
- (6) 登録官は, 規則 67A に従う聴聞を行うことなく, 規則 31A(1) (a)にいう誓約書提出の期間延長を付与し又は拒絶することができる。
- (7) 規則 31A(1) (a)にいう誓約書提出に係る期間の延長を付与するときは, 登録官は
 - (a) 規則 31A(1) (b)及び(c)にいう誓約書が提出されるべき期間を延長することができ, かつ,
 - (b) 出願人及び(2) (c)にいう各々の者に対し延長通知を送付しなければならない。
- (8) 出願人又は規則 31A(1) (a)にいう誓約書の提出期間延長により影響を受ける虞のある者は何人も, 登録官の延長通知受領後 2 週間以内に, (1)にいう請求が出願人又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。

規則 33 出願を裏付ける証拠についての期間延長

- (1) 規則 31A(1)(b)にいう誓約書提出の期間延長に係る出願人による請求は、次の期間のうち最も遅いものの満了前に様式 HC3 を登録官に提出することにより行わなければならない。
 - (a) 当該誓約書について規則 31A(1)に基づき登録官が指定する期間
 - (b) (a)にいう期間であって、規則 32(7)(a)に基づき延長されたもの
 - (c) (a)にいう期間であって、(6)に基づき延長されたもの
- (2) (1)にいう請求は、次を記載しなければならない。
 - (a) 請求された延長期間
 - (b) 延長の理由、及び
 - (c) 延長により影響を受ける虞のあるすべての者の名称及び宛先
- (3) 出願人は、請求を登録官に提出した時に、異議申立人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に対し、(1)にいう請求の写しを送達しなければならない。
- (4) 異議申立人及び延長により影響を受ける虞のある者は何人も、(1)にいう請求の写しの受領後 2 週間以内に、期間延長請求に対する異論を提出することができる。
- (5) 登録官は、出願人が次に該当する場合は、規則 31A(1)(b)にいう誓約書提出の期間延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 適切かつ十分な延長理由を示さない、又は
 - (b) 延長請求が異議申立人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。
- (6) 登録官は、規則 67A に従う聴聞を行うことなく、規則 31A(1)(b)にいう誓約書提出の期間延長を付与し又は拒絶することができる。
- (7) 規則 31A(1)(b)にいう誓約書提出に係る期間の延長を付与するときは、登録官は
 - (a) 規則 31A(1)(c)にいう誓約書が提出されるべき期間を延長することができ、かつ、
 - (b) 異議申立人及び(2)(c)にいう各々の者に対し延長通知を送付しなければならない。
- (8) 異議申立人又は規則 31A(1)(b)にいう誓約書の提出期間延長により影響を受ける虞のある者は何人も、登録官の延長通知受領後 2 週間以内に、(1)にいう請求が異議申立人又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。

規則 34 異議申立人による応答証拠についての期間延長

- (1) 規則 31A(1)(c)にいう誓約書を提出するための期間延長を求める異議申立人による請求は、次の期間のうち最も遅いものの満了前に様式 HC3 を登録官に提出することにより行わなければならない。
 - (a) 当該誓約書について規則 31A(1)に基づき登録官が指定する期間
 - (b) (a)にいう期間であって、規則 32(7)(a)又は 33(7)(a)に基づき延長されたもの
 - (c) (a)にいう期間であって、(6)に基づき延長されたもの
- (2) (1)にいう請求は、次を記載しなければならない。
 - (a) 請求された延長期間
 - (b) 延長の理由、及び
 - (c) 延長により影響を受ける虞のあるすべての者の名称及び宛先

- (3) 異議申立人は、請求を登録官に提出する時に、出願人及び期間延長により影響を受ける虞のある各々の者に対し、(1)にいう請求の写しを送達しなければならない。
- (4) 出願人及び期間延長により影響を受ける虞のある者は何人も、(1)にいう請求の写し受領後2週間以内に期間延長請求に対する異論を提出することができる。
- (5) 登録官は、異議申立人が次に該当する場合は、規則31A(1)(c)にいう応答誓約書の提出期間の延長付与を拒絶することができる。
- (a) 適切かつ十分な延長理由を示さない、又は
- (b) 延長請求が出願人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。
- (6) 登録官は、規則67Aに従う聴聞を行うことなく、規則31A(1)(c)にいう応答誓約書提出の期間延長を付与し又は拒絶することができる。
- (7) 規則31A(1)(c)にいう誓約書提出期間の延長を付与するときは、登録官は、出願人及び(2)(c)にいう各々の者に対し延長通知を送付しなければならない。
- (8) 出願人又は規則31A(1)(c)にいう応答誓約書の提出期間延長により影響を受ける虞のある何人も、登録官の延長通知受領後2週間以内に、(1)にいう請求が出願人又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。

規則35 更なる証拠

何れの当事者も、更なる証拠を提出することができないが、ただし、登録官に対する手続において、登録官は、自己が適切と認める場合は、一方の当事者に対し、費用その他に関し適切と考える条件を付して、更なる証拠を提出する許可をいつでも与えることができる。

規則36 証拠物

- (1) 異議申立において提出された証拠に付した証拠物がある場合は、自己の事件の裏付けとして当該証拠物に依拠する当事者は、それぞれの証拠物の謄本を他方当事者に送付する。
- (2) 当該謄本が都合良く提供されない場合は、原本を閲覧に供するため登録官に提出する。
- (3) 原本の証拠物は、登録官が別段の指示をしない限り、異議申立の聴聞において提出する。

規則36A 聴聞前審理

- (1) 当事者らが証拠の提出を完了した後いつでも、登録官は、当事者らに聴聞前審理に出頭するよう指示することができ、そこにおいて登録官は、手続の正当、便宜かつ経済的な処理を確保するのに必要又は望ましいとみなす指示を与えることができる。
- (2) 聴聞前審理において、登録官は、手続における事案の全部又は一部の和解の可能性を含む事項について検討することができ、当事者らに対し、自己が求める情報を提供するよう求めることができる。
- (3) 何れかの当事者が(1)又は(2)に基づき与えられた指示又は課せられた要件に従わない場合は、登録官は次のとおりとすることができる。
- (a) その当事者によって提起された申請又は手続に関してその指示が与えられ又は要件が課された場合は、その申請又は場合により手続を却下する。又は

- (b) 登録官が適切と考える他の命令をする。
- (4) 登録官による指示又は命令は、登録官が適切とみなす条件で破棄又は変更することができる。
- (5) 聴聞前審理中又は後に当事者が出願又は手続の紛争事項のすべて又は一部の和解に合意する場合は、登録官は次のとおりとすることができる。
 - (a) 出願又は手続に関して決定する、又は
 - (b) 和解に効力を与えるために自己が適切と考える命令をする。
- (6) 何れかの当事者が聴聞前審理に出頭しない場合は、登録官は次のとおりとすることができる。
 - (a) 聴聞前審理が出願又は当該当事者によって提起された手続に関する場合は、出願又は場合により手続を却下する。
 - (b) 登録官が適切と考える他の命令をする。又は
 - (c) 聴聞前審理を延期する。
- (7) 一方の当事者が出頭しないときに登録官が下した命令は、当該当事者の申請により、登録官が適切とみなす条件で、登録官が破棄することができる。

規則 37 異議申立の聴聞

- (1) 当事者らが証拠の提出を完了したときは、登録官は、当事者らに当該事件における主張を聴聞する日を通知する。
- (2) 当事者らは、聴聞日の少なくとも 1 月前までに、具申書及び証拠書類を登録官に提出し、同時に互いにそれぞれの具申書及び証拠書類を交換する。
- (3) 聴聞に出頭しようとする者は、その聴聞の前に様式 HC1 を登録官に提出する。
- (4) 聴聞の前に様式 HC1 を登録官に提出しない当事者は、聴聞を受けることを希望しないものとして扱うことができ、登録官は、その当事者が欠席しても聴聞を進め又はその聴聞の手続を経ずに自己の決定をし又はその聴聞手続を却下し又は自己が適切と認める他の命令を下すことができる。
- (5) 様式 HC1 を登録官へ提出した後に一方の当事者が聴聞に出頭しない場合は、登録官は、その当事者が欠席しても聴聞を進め又はその聴聞の手続を経ずに自己の決定をし又はその聴聞手続を却下し又は自己が適切と認める他の命令をすることができる。
- (6) 登録官が、聴聞が進められたか否かを問わず、手続に関する(4)又は(5)に基づく決定を下す場合は、規則 38 が適用される。
- (7) 何れの当事者も聴聞に出頭しない場合は、登録官は手続を却下することができる。
- (8) 登録官は、(4)若しくは(5)に基づいて決定若しくは命令を下したとき又は(4)、(5)若しくは(7)に基づいて手続を却下したときは、決定、命令又は場合により却下をすべての当事者に書面で通知する。
- (9) 何れかの当事者の欠席で(4)又は(5)に基づいて登録官によって下される決定又は命令は、当該当事者の申請で登録官が自己が適切と考える条件で破棄することができる。
- (10) (4)、(5)又は(7)に基づいて却下された手続は、何れかの当事者の申請で登録官の指示があるときは回復することができる。
- (11) (9)又は(10)に基づく申請は、(8)に基づく登録官の通知日後 14 日以内にしなければならない。

規則 38 異議申立手続における登録官の決定

規則 37 にいう聴聞の終了後及び最終提出物の提出(登録官が聴聞の最終日後に最終提出物の提出を許可する場合)後に、登録官は、登録官の決定及び決定の根拠をできる限り速やかに当事者に通知しなければならない。

規則 39 異議申立手続における期間の延長

何れかの当事者に期間の延長が認められた場合において、自己が適切と認めるときは、登録官は、その当事者を聴聞することなく、他の当事者に対しその後の処置をとるのに合理的な期間の延長を付与することができる。

規則 40 争がなかった異議申立の場合の費用

異議申立に対して出願人が争わなかった場合は、登録官は、費用を異議申立人に裁定すべきか否かを決定するにあたって、当該異議申立書の提出の前に出願人に対して異議申立人が合理的な通知をしていれば異議申立手続が避けられたか否かを検討する。

第 7 節 登録

規則 41 登録証

商標が登録された場合は、登録官は出願人に対し登録証を発行する。

第 III 部 登録簿

規則 42 登録商標の細目の登録簿への記入

(1) 各登録商標に関して、次の細目を登録簿へ記入する。

- (a) 登録出願の提出日
- (b) 実際の登録日、すなわち登録簿への記入日
- (c) もしあれば、商標法第 10 条又は第 11 条に基づく優先権の主張に従って付与された優先日
- (d) 所有者の名称及び住所
- (e) 送達宛先
- (f) 規則 43 に基づいて登録官に通知された権利の部分放棄又は制限
- (h) 商標が登録された商品又はサービス
- (i) 商標が団体標章又は証明標章である場合は、その事実
- (j) 商標が先の商標の所有者又はその他の先の権利の所有者の同意を得て登録された場合は、その事実、並びに
- (k) 商標が変更出願に従って登録された場合は、対応する国際登録の番号及び
 - (i) マドリッド議定書第 3 条(4)による国際登録日、又は
 - (ii) その国際登録の後、保護の拡大請求がシンガポールに対して行われた場合は、マドリッド議定書第 3 条の 3(2)により拡大請求が記録された日

(2) 本条規則において、

変更出願に関連して「対応する国際登録」とは、商標(国際登録)規則(R3)の規則 24(1)にいう国際登録を意味する。

「国際登録」とは、商標(国際登録)規則におけるのと同じの意味を有する。

「マドリッド議定書」とは、商標法第 54 条(4)におけるのと同じの意味を有する。

「変更出願」とは、商標(国際登録)規則の規則 24(1) (b)にいう出願を意味する。

規則 43 権利の部分放棄又は制限を条件とする登録

商標登録出願人が登録官に送付する通知書により又は登録商標の所有者が登録官に提出する様式 TM27 により、

- (a) 商標の一定の要素の排他的使用の権利を放棄する場合、又は
 - (b) 登録により付与された権利は、一定の地域的若しくはその他の制限に従うものであることに同意した場合は、
- 登録官は、該当する記入を登録簿へ行う

規則 44 登録簿における名称又は住所の変更の申請

(1) 次の者、すなわち、

- (a) 登録商標の所有者、
- (b) 登録商標のライセンシー、又は
- (c) 規則 55 に基づいて登録された登録商標において利害若しくは責任を有する者、

による登録簿に掲載される自己の名称又は住所の変更の申請は、様式 CM2 により登録官に提出する。

(4) 規則 9 又は規則 10 に基づく送達宛先を提出した者が様式 CM2 により請求を提出した場合は、登録官は、いつでも登録簿におけるその住所を変更することができる。

規則 45 登録前の出願人の死亡

商標登録出願人が自己の出願日後で商標が登録簿に記入される日前に死亡した場合は、登録官は、

- (a) 異議申立書を提出するための規則 29 にいう期間の満了後(当該期間の延長を含む)、又は
 - (b) 登録に対する異議申立の決定後に、
- 出願人が死亡したことに納得した上で、死亡した出願人の名称の代わりに、商標を所有している者の名称、住所及びその他の細目を、当該所有権が登録官の納得するように証明されるときは、登録簿に記入することができる。

規則 46 登録簿からの事項の抹消

(1) 失効したと登録官が認める事項を登録簿から抹消する前に、登録官は、

- (a) 自己が適切とみなす場合は、その事項を抹消するという自己の意思を公告することができる、及び
 - (b) 抹消により影響される虞があると自己が認める者に対して、当該意思の通知を送付する。
- (2) (1) (a) に基づいて当該事項を抹消するという登録官の意思が公告された日の後 2 月以内に、何人も様式 TM11 により抹消に対する異議申立書を登録官に提出することができる。
- (3) (1) (b) に基づいて当該事項を抹消するという登録官の意思の通知が何人かに送付された日の後 2 月以内に、その者は様式 TM11 により抹消に対する異議申立書を登録官に提出することができる。
- (4) 抹消に対する異議申立を考慮した後に、当該事項は失効していないことに登録官が納得する場合は、登録官は、その事項を抹消しない。
- (5) 登録官の公告又は通知に対して何の応答もなかった場合は、登録官は、その事項を抹消することができる。
- (6) 抹消に対する異議申立を考慮した後に、登録事項若しくはその一部が失効したことに登録官が納得する場合は、登録官は、その登録事項若しくは場合によりその一部を抹消することができる。

規則 47 有効性の証明書

- (1) 商標法第 102 条に従って、登録商標が有効に登録されていることを裁判所が認証した場合は、登録商標の所有者は書面により、当該様式における手続の過程で有効性の証明書が付与された旨の注記を登録簿の記入事項に付加するよう登録官に請求することができる。
- (2) 証明書の謄本は、請求と共に送付し、登録官は、登録簿にそのように注記する。

規則 48 登録簿の抄本

何人も登録官に様式 CM12 を提出することによって次の何れかを登録官に請求することができる。

- (a) 商標に関する登録簿における記入の認証謄本
- (b) 商標に関する登録簿の認証抄本
- (c) 登録官に提出された登録出願に関する様式の謄本

第 IV 部 商標登録の更新

規則 49 登録の更新

(1) (2)に従うことを条件として、商標登録の更新申請は、登録満了日前 6 月以降及び後 6 月以内に行う。

(2) 登録出願日の関係で更新の期日後に商標が登録された場合は、その登録の更新申請は、実際の登録日から 6 月以内に行う。

(3) 商標登録の更新申請は、次のとおりとする。

(a) 登録満了日以前であれば、様式 TM19 にて行い、又は

(b) 登録満了日後 6 月以内であれば、様式 TM19 にて行い、追加後納手数料を添える。

(4) (3) (b)に拘らず、次の場合は、様式 TM19 にて登録の更新申請を行う。

(a) 登録出願日の関係で、

(i) 更新の期日前の 6 月以内、又は

(ii) 更新の期日後に、

商標が登録された場合、並びに

(b) 登録の更新申請が、実際の登録日から 6 月以内に行われる場合

(5) 疑義を回避するために、(4)に基づく商標登録の更新申請は追加後納手数料を添える必要はない。

規則 50 更新の通知

(1) (2)及び(3)に従うことを条件として、登録官は、商標登録の満了日の 1 月以上 6 月未満前に、所有者に対し、その送達宛先へ通知書を送り、登録満了日について通知する。

(2) (3)に従うことを条件として、登録出願日の関係で

(a) 更新の期日前の 6 月以内、又は

(b) 更新の期日後に、

商標が登録される場合は、登録官は、実際の登録日から 1 月以内に所有者に対し、次の送達宛先へ通知書を送り、登録満了日について通知する。

(i) 商標登録の更新申請が規則 49 により従前になされている場合は、申請に示された送達宛先、又は

(ii) その他の場合は、所有者の送達宛先

(3) 商標登録の更新申請が規則 49 によりなされていた場合は、登録官は(1)又は(2)にいう通知を送る必要がない。

規則 50A 不遵守の通知

(1) 登録更新申請の審査過程において、申請が整っていないと登録官が認める場合は、登録官は、申請人に対してこの旨の通知書を与える。

(2) 申請人が、通知に定める期間内に、

(a) 通知について登録官に書面で応答すること、又は

(b) 通知に定める登録官の要求を遵守すること、

を行わなかった場合は、登録官は、当該申請を取り下げられたものとして扱うことができる。

規則 51 登録簿からの商標の抹消

登録官は、次の場合は商標を登録簿から抹消することができる。

- (a) 規則 49 に従う商標登録の更新申請が提出されていない場合、又は
- (b) 規則 49 に従う商標登録の更新申請が提出されているが、登録更新の申請人が、
 - (i) 更新に関する登録官の指示に従わない場合、又は
 - (ii) 登録官に対し、申請の取下若しくは放棄を希望している旨を通知した場合

規則 53 登録の回復

(1) 規則 51 に基づき登録簿から抹消された商標の回復申請は、当該商標が登録簿から抹消された日の後 6 月以内に、様式 TM19 により登録官に提出する。

(3) 登録官は、如何なる場合も、自己が適切と認める追加の証拠又は情報を、誓約書又はその他により登録官が定める期間内に提出するよう申請人に求めることができる。

(4) 登録官は、そうすることが正当であると納得する場合は、課すことが適切と認める条件に基づいて、当該商標を登録簿において回復し、登録を更新することができる。

第V部 登録可能な取引

規則54 登録可能な取引の細目の登録簿への記入

(1) 商標法第39条が適用される登録簿へ記入すべき取引の所定の細目は、次の通りである。

- (a) 登録商標又はそれにおける権利の譲渡の場合は、
 - (i) その後の所有者の名称及び住所
 - (ii) 譲渡日、及び
 - (iii) 譲渡が当該商標における権利に関するものである場合は、譲渡された権利の説明
 - (b) 登録商標に基づくライセンスの付与の場合は、
 - (i) ライセンシーの名称及び住所
 - (ii) ライセンスが排他的ライセンスである場合は、その事実
 - (iii) ライセンスが制限される場合は、制限の説明、及び
 - (iv) ライセンス期間が有限期間であるか、そう確認できる場合は、ライセンスの期間
 - (c) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利についての担保権の付与の場合は、
 - (i) 被付与人の名称及び住所
 - (ii) 担保権の性質(固定又は浮動)、及び
 - (iii) 担保権及び担保された商標における又は基づく権利の範囲
 - (d) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利に関連する個人代理人の同意の場合は、
 - (i) 同意により登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利が付与される者の名称及び住所、及び
 - (ii) 同意日
 - (e) 登録商標又はそれにおける若しくは基づく権利を移転する裁判所若しくはその他の管轄当局の命令の場合は、
 - (i) 被移転人の名称及び住所
 - (ii) 命令日、及び
 - (iii) 移転が商標における権利に関する場合は、移転された権利の説明
- (2) (1)に記載する各場合において、記入がなされた日を登録簿に記入する。

規則55 取引の登録又は通知の申請

(1) 第39条が適用される取引の細目を登録する登録官への申請及び第41条が適用される取引の細目の登録官への通知は、次のとおり行う。

- (a) (b)及び(c)にいう取引以外の譲渡又は取引の場合は、様式CM8にて
 - (b) ライセンスの付与、補正又は解除の場合は、様式CM6にて
 - (c) 担保権の付与、補正又は解除の場合は、様式CM7にて
 - (d) 登録商標、商標登録出願又は登録商標若しくは商標登録出願における若しくは基づく権利に関する個人代理人による同意の場合は、書面にて、及び
 - (e) 登録商標、商標登録出願又は登録商標若しくは商標登録出願における若しくは基づく権利を移転する裁判所又は他の管轄当局の命令の場合は、命令の写しを添えた請求書にて
- (2) (1)に基づく申請を電子オンラインシステム以外の手段で提出する場合は、当該申請に

は、

(a) (1) (a)にいう譲渡又は取引の場合は、譲渡又は取引のすべての当事者又は代理が署名する。

(b) (1) (d)にいう個人代理人による同意の場合は、個人代理人又は代理が署名する。

(c) (1) (e)にいう裁判所若しくはその他の管轄当局の命令の場合は、登録官の意見で取引を成立させるのに十分である書証を添付する。及び

(d) その他の場合は、ライセンス許諾者又は担保権の付与人が又はこれを代表して署名する。

(3) (1)に基づく申請を電子オンラインシステムによって提出する場合は、当該申請はすべての関連当事者の許可を受け、登録官が適切とみなす手段によって確認されるものとする。

(3A) (1)に基づく申請が(2) (a), (b)又は(d)に従って署名されない場合又は(3)に従って許可及び確認されない場合は、当該申請には次を添付する。

(a) (1) (a)にいう(登録商標又は商標登録出願の)譲渡の場合は、申請人の選択により、

(i) 譲渡契約の謄本

(ii) 登録商標又は登録出願の所有権変更が示されている譲渡契約の抄本

(iii) 譲渡のすべての当事者が署名した、登録官が求める様式による登録商標又は登録出願の移転の証明書

(iv) 譲渡のすべての当事者が署名した、登録官が求める様式による登録商標又は登録出願に関連する移転書類、又は

(v) 登録官の意見で譲渡を成立させるのに十分である書証の謄本

(b) (1) (b)にいう(登録商標又は商標登録出願に基づく)ライセンスの付与の場合は、申請人の選択により、

(i) 契約の当事者及び当該契約に基づいてライセンスされる権利が示されている、ライセンス契約の抄本

(ii) ライセンス許諾者及びライセンシーの両者が署名した、登録官が求める情報を含むライセンスの陳述、又は

(iii) 登録官の意見でライセンス付与を成立させるのに十分である書証の謄本

(c) (1) (b)にいう(登録商標又は商標登録出願に基づく)ライセンスの補正又は解除の場合は、申請人の選択により、

(i) ライセンス許諾者及びライセンシーの両者が署名した、登録官が求める情報を含むライセンスの補正又は場合により解除の陳述、又は

(ii) 登録官の意見でライセンスの補正又は解除を成立させるのに十分である書証の謄本、又は

(d) その他の場合は、登録官の意見で取引を成立させるのに十分である書証の謄本

(3B) (1)に基づく申請を電子オンラインシステムによって提出する場合は、(3A) (a) (i), (ii), (iii), (iv)又は(v)にいう書類は、登録官が定める期間内に提出する。

(3C) (2), (3), (3A)又は(3B)が遵守されていない場合は、登録官は(1)に基づく申請の受理を拒絶するものとし、その場合は、登録官は新たな申請を行うよう求めることができる。

(5) 登録官は、申請人に対し、登録官が適切とみなす申請の裏付けとなる他の書類、証書及び情報を登録官が指定する期間内に提供するよう求めることができる。

第 VI 部 登録商標の変更

規則 56 登録商標を変更する申請

- (1) 登録商標の所有者は登録官に対し、商標法第 20 条に基づいて認められるように自己の標章を変更することを、様式 TM27 により申請することができる。
- (2) 所有は登録官に対し、申請に関して登録官が請求する証拠を提供する。
- (3) 登録官が当該変更の許可を提案する場合は、変更された標章を商標公報において公告する。
- (4) 変更によって影響されると主張する者は、変更の公告日から 2 月以内に、登録官に様式 TM11 による変更に対する異議申立書を提出することができる。
- (5) 異議申立書には、必要に応じて、当該変更が商標法第 20 条(2)に如何に反するかを含め、その者が変更に異議を申し立てる理由の陳述を含める。
- (6) 規則 29(2)から(7)まで及び規則 31 から規則 40 までは、必要な変更を加えて、異議申立書に起因する手続に適用される。
 - (6A) (6)にいう規則を適用する目的で、
 - (a) 出願人への言及は、所有者のことと解釈する。
 - (b) 登録出願への言及は、(1)にいう変更申請と解釈する。
 - (c) 登録出願の公告日への言及は、変更の公告日と解釈する。
 - (d) 異議申立書への言及は、(4)にいう異議申立書と解釈する。又は
 - (e) 異議申立人への言及は、(4)にいう者と解釈する。

第 VII 部 取消, 無効, 更正及び取消

規則 57 取消, 無効の宣言及び更正の申請

- (1) 次についての登録官への申請, すなわち,
- (a) 商標法第 22 条に基づく商標登録の取消, 又は
 - (b) 商標法第 23 条に基づく商標登録の無効の宣言は,
- 様式 TM28 によって行う。
- (1A) 商標法第 67 条に基づく登録簿における誤記若しくは脱落の訂正の登録官への申請は, 次によって行う。
- (a) 登録商標に関する登録簿の情報を訂正するための, 当該登録商標の所有者による申請の場合において,
 - (i) 所有者の名称やその他の明細に関する訂正の場合は, 様式 CM2
 - (ii) (i)に該当しない場合は, 様式 TM27
 - (b) 登録商標に関する登録簿の情報を訂正するための, 他の者による申請の場合は, 様式 TM28
- (2) 申請には, 申請を行う理由の陳述を添付する。
- (2A) 無効宣言の申請が登録商標が先の商標と同一又は類似であるとの理由に基く場合は, 登録商標が先の商標と同一又は類似であるか否かを決定するための陳述書に次を含めなければならない。
- (a) 先の商標の表示
 - (b) 次の中の該当するもの
 - (i) 先の商標が登録されている場合は,
 - (A) その登録番号, 及び
 - (B) 先の商標が登録されている商品又はサービスの分類番号及び明細
 - (ii) 先の商標の登録出願が係属中である場合は,
 - (A) 登録官によって出願に付与された番号, 及び
 - (B) 先の商標の登録が求められている商品又はサービスの分類番号及び明細
 - (iii) 先の商標が登録されておらずそれを登録するための出願がなされていない場合は, 先の商標が使用されている商品又はサービスの明細
- (2B) 無効宣言の申請が, 登録商標がシンガポールで周知である先の商標と同一又は類似であるとの理由に基づく場合は, 陳述書は, (2A)にいう事項に加えて, 先の商標がシンガポールで周知であるか否かを決定するために次の情報を含まなければならない。
- (a) 先の商標の使用に関する情報
 - (b) 先の商標のために行われた促進活動に関する情報
- (3) 申請人が登録商標の所有者でない場合は, 登録官に申請及び陳述を提出すると同時に, 所有者にこれらの書類の写しを送達する。
- (4) 申請人が(3)を守らない場合は, その申請は提出されなかったものとして取り扱われる。

規則 58 意見書

- (1) 申請人からの申請及び陳述の写しの受領日から 2 月以内に, 所有者は登録官に対し, 次を記載した様式 HC6 による意見書を提出することができる。

- (a) 自己の登録の裏付けとして自己が依拠する理由、及び
 - (b) もしあれば、申請において主張された自己が認める事実
- (2) 所有者は、登録官に意見書を提出するのと同時に、申請人に意見書の写しを送達する。
- (3) 第22条(1)(a)又は(b)にいう理由での商標登録の取消申請の場合は、所有者は次のとおりとする。
- (a) 意見書とともに次を記載する誓約書を提出し、
 - (i) 様式TM28にて申請人によって申し立てられた不使用期間におけるその商標が登録されている商品又はサービスに関する商標所有者による使用の証拠
 - (ii) 様式TM28にて申請人によって申し立てられた不使用期間における不使用の適正な理由を裏付ける証拠
 - (iii) 様式TM28にて申請人によって申し立てられた不使用期間の後であって申請日直前の3月期間前の日における商標が登録された商品又はサービスに関する商標使用の開始又は再開の証拠、又は
 - (iv) 次の証拠
 - (A) 様式TM28にて申請人によって申し立てられた不使用期間の後であって申請日直前の3月期間以内の日における商標が登録された商品又はサービスに関する商標使用の開始又は再開、及び
 - (B) 商標使用の開始又は再開の準備が始まったときに申請がなされるかもしれないことを所有者が知っていなかった事実
 - (b) 同時に申請人に誓約書の写しを送達する。
- (4) 意見書を提出する期間の延長請求は、次の通りとしなければならない。
- (a) 申請の写し及び申請人の陳述の受領日後2月以内に、所有者が様式HC3により登録官に行うこと、及び
 - (b) 次を記載すること
 - (i) 延長の理由、及び
 - (ii) 延長により影響を受ける虞のあるすべての者の名称及び宛先
- (4A) 所有者は、(4)にいう請求を登録官に行う時に、申請人及び意見書提出期間の延長により影響を受ける虞のある各々の者に対し、当該請求の写しを送達しなければならない。
- (5) 意見書の提出のために登録官が許可する延長期間の合計は、申請及び陳述の写しの所有者による受領日から4月を超えないものとする。
- (6) 登録官は、所有者が次に該当する場合は、意見書提出の期間延長の付与を拒絶することができる。
- (a) 適切かつ十分な延長理由を示さない、又は
 - (b) (4)にいう延長請求が申請人及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。
- (7) 意見書提出期間の延長を付与するときは、登録官は、申請人及び(4)(b)(ii)にいう各々の者に対し延長通知を送付しなければならない。
- (8) 申請人又は意見書の提出期間延長により影響を受ける虞のある何人も、登録官の延長通知受領後2週間以内に、(4)にいう請求が申請人又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。
- (10) 第22条(1)(a)又は(b)にいう理由での取消申請の場合、(3)にいう意見書又は誓約書が与

えられた期間内に申請人に提出又は送達されない場合は申請が認容される。

(11) 第22条(1)(c)又は(d)にいう理由での取消申請の場合、意見書が与えられた期間内に申請人に提出又は送達されない場合は申請が認容される。

(12) 無効宣言の申請の場合、意見書が与えられた期間内に申請人に提出又は送達されない場合は申請が認容される。

(13) 登録商標の所有者以外の者による登録簿における誤謬又は欠落の更正申請の場合、意見書が与えられた期間内に申請人に提出又は送達されない場合は申請が認容される。

規則 59 更なる手続

(1) 出願は

- (a) 第22条(1)(c)若しくは(d)又は第23条にいう理由の場合は、規則57(1)に基づき、又は
- (b) 規則57(1A)(b)に基づき、

規則58に基づいて意見書が提出されたときは、規則31Aから規則40までが(2)(a)から(d)までの必要な修正とともに、申請に対する更なる手続に適用される。

(1A) 法第22条(1)(a)又は(b)にいう理由で規則57(1)に基づいて申請がなされ、規則58に基づいて意見書が提出されたときは、

(a) 登録官は、適切な時機に当事者を聴聞した後、当事者が次の証拠を提出することができる期間を指定しなければならない。

(i) 申請人が申請を裏付けるために提示したい証拠を記載した誓約書

(ii) 所有者が意見書と共に提出した誓約書において既に提供した証拠に加えて自己の案件を裏付けるために提示したい証拠を記載した誓約書

(iii) 申請人の応答証拠を記載した誓約書

(b) 登録官により(a)に基づき指定される各期間は、2月未満であってはならない。

(c) 申請人は、誓約書について(a)に基づき登録官が指定する期間内又は登録官による延長期間内に、(a)(i)にいう誓約書を登録官に提出することができる。

(d) 申請人が(c)に基づき誓約書を提出する場合は、申請人は、誓約書を提出する時に、誓約書の写しを所有者に送付しなければならない。

(e) 申請人が(c)に基づいて誓約書を提出しないときは、登録官は、このことを所有者に通知しなければならない。

(f) 所有者は、誓約書について(a)に基づき登録官が指定する期間内又は登録官による延長期間内に、(a)(ii)にいう誓約書を登録官に提出することができる。

(g) 所有者が(f)に基づき誓約書を提出する場合は、

(i) 所有者は、誓約書を提出する時に、誓約書の写しを申請人に送付しなければならない。また、

(ii) 申請人は、誓約書について(a)に基づき登録官が指定する期間内又は登録官による延長期間内に、(a)(iii)にいう誓約書を登録官に提出することができる。

(h) (a)(iii)にいう申請人の誓約書は、(a)(ii)にいう所有者の誓約書に厳密に応答する事項に限定されなければならない。及び

(i) 規則32から40までは、(2)(a)、(b)、(c)、(ca)、(e)及び(f)にいう必要な変更を加えて、申請に関する如何なる手続にも適用される。

(2) 規則31Aから40までの適用上、

- (a) 本規則における出願人への言及は、所有者への言及として扱われる。
- (b) 本規則における出願への言及は、所有者の登録への言及として扱われる。
- (c) 本規則における異議申立人への言及は、登録の更正、取消又は無効宣言の申請人への言及として扱う。
- (ca) 本規則における異議申立又は異議申立書への言及は、(場合により)登録の更正、取消又は無効宣言の申請への言及として扱う。
- (d) 規則 31A(9)における申請の取下への言及は、申請人が登録の更正、取消又は無効宣言を求める自己の申請において主張した事実の所有者による容認への言及として扱う。
- (e) 規則 31A(1)(a), (b)又は(c)にいう誓約書への本規則における言及は、それぞれ(1A)(a)(i), (ii)又は(iii)にいう誓約書への言及として扱う。
- (f) 規則 31A(1)に基づき登録官が定める期間への本規則における言及は、(1A)(1)に基づき登録官が定める期間への言及として扱う。

規則 60 第三者による参加

- (1) 登録所有者以外で規則 57 に基づく申請の対象である登録商標に利害を有すると主張する者は、登録官に対し、書面により参加する許可を申請することができる。
- (2) 登録官は、必要な場合は関係当事者の聴聞の後に、自己が適切と認める条件(費用に関する約束を含む)で参加の許可を拒絶又は付与することができる。
- (3) 参加を許可された者は、参加に関して賦課された諸条件に従って、当該手続の当事者として扱われる。

規則61 一定の商品又はサービスに関して登録商標又は登録を取り消す申請

- (1) 所有者は、様式CM3にて通知を登録官に提出することによって次のとおりとすることができる。
 - (a) 取消が商標が登録されている商品又はサービスのすべてに関する場合は、所有者の登録商標を取り消す。
 - (b) 商標が登録されている商品又はサービスの少なくとも1に関して所有者の登録商標の登録を取り消す。
- (2) (1)に基づく通知は、所有者が当該通知においてその標章に権利を有する他のすべての者が次のとおりであることを証明しない限り効力を有さない。
 - (a) 標章を取り消す旨の所有者の意思について3月以上の事前通知を与えられている。
 - (b) 取消によって影響を受けないか又は影響を受けても取消に対して異論を有さない。
- (3) 登録官は、通知が(2)を遵守しており、その他の点で整っていることに納得すれば、登録簿に該当する記入を行う。

第 VIII 部 団体標章及び証明標章

規則 62 団体標章及び証明標章に対する規則の適用

- (1) この部に定める場合を除き、本規則の規定は、これらが通常の商標に関して適用されるのと同様に、団体標章及び証明標章に関して適用される。
- (2) 本規則の規定を適用する際に疑義が生じた場合は、何れの当事者も登録官に指示を求める申請をすることができる。
- (3) 団体標章又は証明標章の登録のための出願人の住所は、規則 9(4) (o) の適用上、出願人の取引又は事業上の住所とみなす。

規則 63 規約の提出

団体標章又は証明標章の登録出願日から 9 月以内に、出願人は次を登録官に提出する。

- (a) 様式 TM10、及び
- (b) 標章の使用を規制する規約の写し

規則 64 補正した規約の提出

- (1) 団体標章に関しては商標法附則 1 の第 7 項(2) 又は証明標章に関しては商標法附則 2 の第 8 項(2) に基づく補正した規約の提出は、様式 TM10 により行う。
- (2) 様式 TM10 には、補正箇所を赤で示した補正した規約の写しを添付する。

規則 65 登録に対する異議申立

- (1) 何人も、団体標章又は証明標章の登録出願の公告日から 2 月以内に、登録に異議申立をする通知書を様式 TM11 により登録官に与えることができる。規則 29 から規則 40 までは、必要な修正を加えて、その手続に適用される。
- (3) 疑義が生じた場合は、何れの当事者も登録官に指示を求める申請をすることができる。

規則 66 規約の補正

- (1) 登録された団体標章又は証明標章の使用を規制する規約の補正申請は、様式 TM10 により登録官に提出する。
- (2) 申請には、補正箇所を赤で示した補正した規約の写しを添付する。
- (3) 補正した規約を公衆に利用可能にすることが便宜であると登録官が認める場合は、登録官は、補正した規約の写しを閲覧することのできる場所を示す通知を公告することができる。

規則 66A 規約の補正に対する異議申立

- (1) 何人も、規則 66(3) にいう通知の公告日から 2 月以内に、登録官に次を提出することができる。
 - (a) 様式 TM11 による規約の補正に対する異議申立書、及び
 - (b) 補正された規約が商標法附則 1 の第 6 項(1) 又は場合により商標法附則 2 の第 7 項(1) の要件を満たさない理由を示す陳述
- (2) (1) に基づく申立書及び陳述を提出する者は、同時に、当該申立書及び陳述の写しを所

有者に送達する。

(3) 規則 29(3)から(8)まで及び規則 31 から規則 40 までは、商標登録出願の異議申立に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、その手続に適用される。

(4) (3)にいう規則を適用する目的で、

(a) これらの規則にいう出願人は、規則の補正を求める申請人として扱われる。

(b) これらの規則にいう出願は、規則の補正を求める申請として扱われる。

(c) これらの規則にいう登録出願の公告日は、規則 66(3)にいう通知の公告日として扱われる。

(d) これらの規則にいう異議申立書は、(1)にいう申立書及び陳述として扱われる、又は

(e) これらの規則にいう異議申立人は、(1)にいう申立書及び陳述を提出した者として扱われる。

第 IX 部 証拠及び手続

規則67 登録官の裁量権

法又は本規則に基づく手続当事者を聴聞するか又は当該当事者に聴聞を受ける機会を与えることを登録官に求める法又は本規則の何れかの規定を害することなく、登録官は、法又は本規則によって自己に与えられた裁量権を自己に対する手続当事者の何れかに不利に行使する前に、当該当事者に聴聞を受ける機会を与えるものとする。

規則67A 聴聞の請求

(1) 仮か否かを問わず査定系手続において、規則67に基づく登録官裁量権の行使請求は、次のとおりとし、認められた期限内に請求を提出しない当事者に対して登録官は聴聞を拒絶することができる。

(a) 様式HC4で行い、

(b) 次の後、1月以内に提出するものとする。

(i) 申請に対する異論の登録官による通知日、又は

(ii) 登録官が裁量権の行使を提案する他の表示の日

(2) (1)に基づく請求の受領時、登録官は請求人にその者が聴聞を受けることができる期日の通知を送付する。この期日は通知日後14日以降とする。

(3) 当事者間の仮手続における規則67に基づく登録官の裁量権行使の請求は、登録官に書面とするものとする。

(4) (3)に基づく請求をする者は、他のすべての手続当事者に請求書の写しを送達するものとする。

(5) (1)又は(3)に規定の場合を除き、規則67に基づいて登録官の裁量権行使の請求をすることはできない。

(6) 登録官は、本条規則に基づく聴聞手続の局面に関して自己が適切と認める指示をすることができる。

(7) 登録官は、各当事者を聴聞後、裁量権行使に関する自己の決定をすべての当事者に通知するものとする。

(8) 当事者が、(1)に基づく請求に関する登録官の決定理由を求めようとする場合は、

(a) その当事者は、登録官の決定日後1月以内に様式HC5の提出によって、登録官の決定理由を記載するよう登録官に請求するものとし、

(b) 登録官は、請求日後2月以内に、当事者に決定理由を送付するものとする。

(9) 登録官の決定理由が(8)(a)に基づく請求をする当事者に送付される日は、審判請求の目的のために登録官の決定日とみなされる。

(10) (9)の適用上、その登録官決定は第75条(2)に基づいて裁判所への審判請求に従うことを条件とするものでなければならない。

規則 68 登録官の聴聞は公開すること

商標法又は本規則に基づく事項に関する2以上の当事者間の紛争について登録官が聴聞する場合は公開するものとするが、登録官が聴聞に本人又は代理人が出頭した当事者との協議後に別段の指示を与える場合はその限りでない。

規則 69 登録官の手続における証拠

(1) 商標法又は本規則に基づく登録官に対する手続においては、商標法又は本規則に別段の定めがある場合又は登録官が指示する場合を除き、証拠は誓約書により与える。

(1A) 宣誓宣言法(Cap. 211)及び本規則の規定に従うことを条件として、裁判所規則(Cap. 322, R5)の命令 41 は、裁判所の手続で提出又は使用される宣誓供述書に適用されるのと同様に、必要な修正を加えて、登録官の手続において提出又は使用される誓約書に関して適用される。

(1B) (1A)に拘わらず、何らかの登録官の手続において使用される何らかの誓約書は、出所についての情報又は確信及びその根拠に係る陳述を含むことができる。

(2) 当該誓約書は、裁判所への上訴の場合は、裁判所において宣誓供述書による証拠の代わりに使用することができ、そのように使用された場合は、宣誓供述書による証拠の付随事項及び結果をすべて有するものとする。

(3) 登録官は、個々のケースにおいて、誓約書の代わりに又はこれに加えて口頭による証拠をとることができ、登録官が別段の指示をしない限り、証人に対し、その誓約書又は口頭証拠の反対尋問を許可する。

規則 70 誓約書

商標法若しくは本規則に基づき提出される又は商標法若しくは本規則に基づく手続に用いられる誓約書は、次のとおり作成し、署名しなければならない。

(a) シンガポールにおいては、治安判事又は宣誓管理官又は訴訟手続の目的で宣誓を管理することが法律によって認められたその他の官吏の面前で

(b) イギリス連邦の構成国においては、裁判所、判事、治安判事、公証人又は訴訟手続における宣誓を管理することが法律によって認められたその他の官吏の面前で、及び

(c) その他の場所においては、領事、副領事若しくはシンガポール領事の職務を果たすその他の者又は公証人、判事若しくは治安判事の面前で

規則 71 宣言を執行する官吏の印章の届出

宣言を執行するために規則 70 により認められた者の印章又は署名を添付、押印又は署名させることを意図する書類は、その印章若しくは署名が真正であること又は宣言を執行する者の若しくはその権限の公的な性質の証明なしに、登録官が認めることができる。

第 X 部 費用

規則 72 費用の申請

(1) 商標法第 69 条の適用上、登録官に対する手続の当事者で費用を得ることを希望する者は、次の期間に、手続に関する費用の裁定を求めて登録官に申請する。

(a) 当該手続中、又は

(b) 次から 1 月以内

(i) 登録官が手続において当該手続を終了する決定をなした日又は場合により

(ii) 手続が取り下げられた、中止又は却下されたことを登録官が当該当事者に通知した日

(2) 手続に対する費用の裁定の前に、登録官は、手続の各当事者に対し、費用の裁定に関連して聴聞を受ける機会を与える。

規則 73 費用の算定

(1) 登録官が登録官手続の当事者に当事者間費用を裁定した場合で、かつ、当事者が登録官による費用の算定を希望する場合は、当事者は(1A)にいう関連日から 1 月以内に次のことを行う。

(a) 登録官に費用請求書の写しを提出することにより、算定すべき費用を申請すること、又は

(b) 同時に算定手続に利害を有する他のすべての者に費用請求書の写しを送付すること

(1A) (1)の適用上、関連日は、

(a) (b)に従うことを条件として、登録官による費用命令日、又は

(b) 当該費用命令に関して審判請求が提起される場合は、当該審判請求が最終的に処分される日

(2) 各費用請求書には、次の3に分けて記載する。

(a) その原因又は事由においてなされた作業(費用算定のため又はそれにおけるもの以外)

(b) 費用算定のため又はそれにおける作業、及び

(c) その原因又は事由においてなされたすべての支出

(2A) (2) (a), (b) 及び(c)に基づいて請求される費用は、各項目について請求する金額を記載する。

(2B) 費用請求書は、原因又は事由におけるすべての関連事由、費用算定におけるすべての関連事由及び支出に関するすべての関連事由を日付とともに時系列に記載するものとする。

(3) 費用請求書に記載された項目の何れかについて費用が既に裁定されている場合は、その旨及び裁定金額を示す。

(4) (1)に従って費用請求書の写しの送達を受けた当事者は、当該請求又はその一部について争うことを希望する場合は、請求書の写しの受領から 1 月以内に、(5)に従って写しに印を付し、その写しを登録官及び算定を請求する当事者へ送付する。

(5) 費用請求書の写しへ印を付すことは、その当事者が項目について請求された費用に同意する場合は、各項目の右余白に「同意する」の語を又は当事者が項目について請求された費用に同意しない場合は「同意しない」の語を記入することで有効となる。

(6) (4)にいう期間の満了したときに、登録官は、算定手続に利害を有する当事者に対し、

算定のために指定した日時を通知する。

規則 74 算定手続

- (1) 算定手続において聴聞を受ける権限のある当事者が算定のために指定された時間に出頭しない場合でも、登録官は、算定を進めることができる。
- (2) 登録官は、自己が必要と認める場合は、当該手続を延期することができる。

規則 75 費用の額

- (1) 附則4の規定が次に関する費用の請求書に適用される。
 - (a) 原因又は事由においてなされる作業(費用算定のための又はそれにおけるもの以外)
 - (b) 費用算定のために又はそれにおいてなされる作業
- (2) 当該手続において裁定される費用は、当事者らが支出した出費を補償することを意図するものではない。

規則76 証明書

費用請求書が算定されたときは、費用算定を申請した当事者は様式 HC2 を提出し、登録官は算定された費用の金額についての証明書の作成を進めるものとする。

第 XI 部 期間の延長及び出願、権利及び事柄の回復

規則 77 期間の延長請求

- (1) (6)に関して、何らかの期間を、
 - (a) 本規則が定める場合、又は
 - (b) 行為をなす若しくは手続を行うことについて登録官が定める場合は、当該期間は、関係人又は関係当事者の請求により、登録官が適切とみなす期間につきかつ条件に基づき、登録官が延長することができる。
- (1A) (1)に基づく期間延長の請求は、次の通りでなければならない。
 - (a) 請求が(b)に記載されない査定系手続に関係する場合は、当該期間の満了前に様式 CM5 を登録官に提出することにより行うこと
 - (b) 請求が規則 24(4)に指定される期間の延長に関係する場合は、当該期間満了の前に様式 HC3 を登録官に提出することにより行うこと、又は
 - (c) 請求が当事者系手続に関係する場合は、当該期間の満了前に様式 HC3 を登録官に提出することにより行うこと
- (1B) (1A) (c)にいう期間延長請求は、次の事項を記載しなければならない。
 - (a) 請求された延長期間
 - (b) 請求の理由、及び
 - (c) 延長により影響を受ける虞のあるすべての者の名称及び宛先
- (1C) (1A) (c)にいう請求を行う者は、請求を登録官に提出する時に、各当事者及び期間延長により影響を受ける虞のある各々の者に対し請求の写しを送達しなければならない。
- (1D) 当事者又は期間延長により影響を受ける虞のある者は何人も、(1A) (c)にいう請求の写しの受領後 2 週間以内に期間延長の請求に対し異論を提出することができる。
- (2) 登録官は、期間延長を請求する者が次に該当する場合は、期間延長の付与を拒絶することができる。
 - (a) 適切かつ十分な延長理由を示さない、又は
 - (b) (1A) (c)にいう請求の場合において、延長請求が各当事者及び延長により影響を受ける虞のある各々の者に送達されたことを登録官の納得が行くように示さない。
- (3) 登録官は、規則 67A に従う聴聞を行うことなく、(1A) (a)、(b)又は(c)にいう期間延長を付与し又は拒絶することができる。
- (4) (1A) (c)にいう期間延長を付与したときは、登録官は、各当事者及び(1B) (c)にいう各々の者に延長通知を送付しなければならない。
- (5) 当事者又は(1A) (c)にいう期間延長により影響を受ける虞のある者は何人も、登録官の延長通知受領後 2 週間以内に、(1A) (c)にいう請求が当該当事者又は(場合により)当該人に送達されていなかったことを理由として延長の取消を書面により登録官に申請することができる。
- (6) (1)から(5)までは次の各号の事項に適用されない。
 - (a) 規則21に基づく欠陥の救済
 - (aa) 規則23(2)に基づいて公告された出願補正に対する異議申立通知の提出
 - (ab) 規則23(4)とともに読む規則31に基づいて公告された登録出願の補正に対する異議申立通知に応答する意見書の提出
 - (ac) 規則24(6) (a)又は規則(67) (8) (a)に基づく登録官の決定理由の求書の提出

- (b) 規則 29 に基づく異議申立書の提出
 - (c) 規則 31 に基づく意見書の提出
 - (ca) 規則 32, 規則 33 又は規則 34 に基づく誓約書の提出
 - (d) 規則 46(2) に基づく登録簿からの事項の抹消に対する異議申立書の提出
 - (e) 規則 50A(2) (a) 又は(b)にいう行為をなすこと
 - (f) 規則 53(1) に基づく登録の回復申請の提出
 - (i) 規則 56(4) に基づく登録商標の変更に対する異議申立書の提出
 - (j) (i) にいう異議申立書に対する意見書の提出
 - (k) 規則 58 に基づく商標登録の取消若しくは無効の宣言又は登録簿の更正の申請に対する意見書の提出
 - (l) 規則 65 に基づく団体標章又は証明標章の登録に対する異議申立書の提出
 - (m) (l) にいう異議申立書に対する意見書の提出
 - (n) 規則 66A(1) に基づく登録された団体標章又は証明標章の使用を規制する規約の補正に対する異議申立書の提出
 - (o) (n) にいう異議申立書に対する意見書の提出
 - (oa) 規則 77B(2) に基づく, 取り下げたものとして扱われた出願の回復申請の提出
 - (p) 規則 87 にいう係属中の登録出願に関する異議申立書の提出, 及び
 - (q) (p) にいう異議申立書に対する意見書の提出
- (7) 本条規則が, 2014年11月13日直前に有効なものとして, 期間延長についての本条規則に基づいて, その日前になされた請求に引続き適用される。
- (8) (7) に拘らず, 2014年11月13日前に関係者又は当事者によってその日直前に有効なものとして本条規則に基づいてなされる何れかの行為をなす又は手続を取るについての特定の期間(本規則に定められるか登録官によって特定されるか否かを問わず)の延長請求は, 本条規則に基づいてその日以後に当該人又は当事者によってなされる当該期間の更なる延長請求についての(3) (c) に基づいて納付すべき手数料を決定する目的のために考慮に入れられる。

規則 77A 登録局で雇用されている者の行為を原因とする時間の不遵守

- (1) 登録局で雇用されている者の作為又は無為を理由に, ある期間内になす又は講じることが求められる商標登録出願又は登録官に対するその他の手続に関する行為又は措置がそのようになされない又は講じられない場合は, 登録官は, 本規則の規定に拘らず, 当該行為をなす又は措置を講じる期間を, 登録官が適切とみなす期間, 延長することができる。
- (2) 本規則の規定に拘らず, (1) に基づきある行為をなす又はある措置を講じる期間は, 当該期間が満了していても延長することができる。

規則 77B 出願, 権利又は事柄の回復

- (1) 要件に従うための商標法に基づく又は登録官が指定した期限内に, 手続上の要件又は登録官に対するその他の事項を遵守しなかったことを理由に,
- (a) 自己の出願を取り下げたとして扱われた者, 又は
 - (b) 自己の権利が取り消された又は事柄が失効若しくは消滅した者は,
- (2), (3) 及び(4) に従って, 出願, 権利又は場合により事柄の回復を求めることができる。
- (2) (1) にいう出願, 権利又は事柄の回復請求は,

- (a) 様式 CM13 で行い、当該出願を取り下げたとして扱われた日、権利が取り消された日又は場合により事柄が失効若しくは消滅した日から 6 月以内に登録官に提出する。
- (b) ただし、次の場合に限る
- (i) 出願を取り下げたとして扱われる結果を招いた無為が意図的ではなかったこと
 - (ii) 次の結果を招いた期限の不遵守が意図的ではなかったこと
- (A) 権利の取消、又は
 - (B) 事柄の失効若しくは消滅
- (c) 無為又は期限の不遵守が、書類又は事柄の提出に関連している場合は、提出されなかった又は場合により期限までに提出されなかった当該書類若しくは事柄を添付する。
- (3) (4)に従うことを条件として、(2)に基づいて請求が提出された場合は、登録官は、その請求を拒絶する適切かつ十分な理由がない限り、回復を許可する。
- (4) 登録官は(2)が遵守されない限り、回復を許可しない。
- (5) (1)から(4)までは次の回復を許可するものではない。
- (a) 商標法第 10 条又は規則 18(1)に基づく優先権の主張、又は
 - (b) 次の理由により、取り下げたとして扱われた出願、取り消された権利又は失効若しくは消滅した事柄
- (i) 商標法第 24 条又は商標(国際登録)規則(R3)の規則 19 と合わせて解釈する商標法第 24 条に基づく、先の商標又はその他の先の権利の所有者による黙認
 - (ii) 次に関する期限の不遵守
- (A) 異議申立手続における、商標法第 13 条若しくは本規則第 II 部の第 6 節又は商標(国際登録)規則の規則 13 又は規則 14 若しくは商標(国際登録)規則の規則 15 と合わせて解釈する本規則の規則 31A から規則 40 までに基づく行為
 - (B) 商標登録の取消の手続における、商標法第 22 条若しくは本規則第 VII 部又は商標(国際登録)規則の規則 18 と合わせて解釈する商標法第 22 条及び本規則の規則 57 から規則 60 までに基づく行為
 - (C) 商標登録の無効の宣言の手続における、商標法第 23 条若しくは本規則第 VII 部又は商標(国際登録)規則の規則 18 と合わせて解釈する商標法第 23 条及び本規則の規則 57 から規則 60 までに基づく行為
 - (D) 登録商標に関連する登録簿の情報に関して、当該商標の所有者以外の者によって開始される、登録簿における誤記若しくは脱落の更正の手続における商標法第 67 条又は本規則の第 VII 部に基づく行為
 - (E) (2)に基づく請求書の提出、又は
 - (F) 規則 24(6)(a)又は規則 67A(8)(a)に基づく様式 TM7 の提出
- (iii) 規則 49(3)若しくは(4)又は規則 53 に基づく商標登録の更新手数料又は登録回復手数料の未納付

規則 77C 特別な状況における期限の延長

- (1) 本規則の如何なる規定にも拘らず、登録官が
- (a) 当事者の責めに帰することができない理由、又は
 - (b) その他の特別な状況
- があると考える場合、

登録官は、本規則により又は本規則に基づいて定められ又は許可された

(c) 通知，出願その他の書類の引渡，送付，提出又は送達，又は

(d) 何らかの行為の実行

の期間の満了前に，登録官が適切と考える条件に従うことを条件として，その期間を延長することができる。

(2) (1) (c) 又は(d)にいう事項について期間を延長することができる状況が法で定められている場合は，(1)は適用されない。

規則 78 証拠提出のための期間の開始日の変更

登録官に対する手続の当事者が本規則に基づき証拠を提出することのできる期間が，他の当事者が証拠を提出することのできる期間の満了時に開始し，当該他の当事者が登録官に対し何れの又は更なる証拠を提出する意思のないことを通知した場合は，登録官は，最初に言及した当事者が証拠を提出できる期間を指示に定める日に開始するよう指示することができ，登録官は，紛争の全当事者に対し，その日を通知する。

第 XIA 部 電子オンラインシステム

規則 78A 電子オンラインシステムの設置

- (1) 本規則の適用上、電子オンラインシステムを設置する。
- (2) 登録官が個々の事件において別段の許可をしない限り、電子オンラインシステムは、何人も登録官又は登録局に書類(裁判所における手続で送達される通知又は書類以外)を引き渡し、送付し、提出し又は送達するために使用しなければならない。
 - (2A) 電子オンラインシステムは、登録官又は登録局が、何らかの通知その他の書類(裁判所における手続で送達される通知又は書類以外)を何人かに引き渡し、送付し又は送達するために使用することができる。
- (3) 登録官は次を定める実施指針を発行することができる。
 - (a) (2) (a)に基づいて書類を登録官又は登録局に引き渡す又は送付する、提出する又は送達する方法
 - (b) (2) (b)に基づいて通知書又は書類を登録官又は登録局が引き渡す、送付する又は送達する方法
 - (c) 電子オンラインシステムの設定、操作及び使用の手続及び条件
 - (d) 電子オンラインシステムの故障の場合は、(2)に基づいて書類が登録官又は登録局に引き渡され、送付され、提出され若しくは送達されるべき方法又は(2A)に基づいて登録官又は登録局が通知又は書類を引き渡し、送付し又は送達することができる方法
- (4) 登録官は、
 - (a) 電子オンラインシステムの故障の結果として生じ又は発生した書類又は情報の誤り又は欠落を修正することができ、かつ、
 - (b) そのようになされた修正の記録を保存しなければならない。

規則 78F 電子オンラインシステムを利用する者の義務

電子オンラインシステムは、必ず本規則及び登録官が発行する実施指針に従って使用する。

規則 78H 書類の署名、宣誓の上での作成等

- (1) 電子オンラインシステムを利用して引渡し、送付、提出又は送達する書類は、
 - (a) 署名する又は宣誓若しくは確約の上で作成する場合は、署名又は宣誓若しくは確約の上での作成を、当該書類の原本に対して通常の方法で行う。又は
 - (b) 認証する場合は、書類の原本を認証する通常の方法で認証する。
- (2) 電子オンラインシステムを利用したそうした書類の引渡し、送付、提出又は送達は、当該書類の原本の真正かつ完全な電子イメージを送ることによって実施する。

規則78I サービス局

登録官は、規則78A(2)(a)にいう書類を登録官又は登録局に引き渡す、送付する、提出する又は送達するための電子オンラインシステムの使用において何人かを補佐するサービス局を設置する又は設置するための代理人を任命することができる。

第 XII 部 就業時間及び非就業日

規則 79 就業時間及び非就業日

(1) (4)に従うことを条件として、商標法又は本規則に基づいて次の日に行われた業務は、その種の業務について非就業日ではない翌日に行われたものとみなされる。

- (a) 何れかの日で、その種の業務に係る登録局の就業時間終了後、又は
- (b) その種の業務について非就業日である日

(2) 商標法又は本規則に基づいて何れかの業務を行う期間がその種の業務の実施について非就業日とされている日に満了する場合は、当該期間は、その種の業務の実施について非就業日とされていない翌日まで延長される。

(3) 疑義を回避するために、次のための期間が非就業日とされている日に満了する場合は、当該期間は、電子オンラインシステムの利用可能性如何に拘らず、非就業日とされていない翌日まで延長される。

(b) 規則 78A(2) (a)にいう登録官又は登録局に対する書類の引渡し、送付、提出又は送達、又は

(c) 規則 78A(2) (b)にいう登録官又は登録局による通知又はその他の書類の引渡し、送付又は送達

(4) ある書類が、

(a) 電子オンラインシステムにより登録局に送信され、かつ

(b) 当該システムによる当該書類の登録局への送付又は提出について非就業日とされていない日の夜 12 時前に、このような送信を受信するために設けられた当該システムのサーバーにより受信された場合は、

当該書類は、その日のその時刻に登録局に送付又は提出され、かつ、登録局に受領されたものとして取り扱われる。

(5) (4)の適用上、書類は、その書類を含む送信の最後のバイトが同項にいうサーバーにより受信された場合にのみ、登録局に送付又は提出され、かつ、登録局により受領されたものとみなされる。

(6) 電子オンラインシステムにより書類を送付又は提出する者は、当該システムを通じて発行された送信記録を、次に関する証拠として提出することができる。

- (a) 当該書類の送付又は提出、及び
- (b) 送付又は提出が行われた日時

(7) 商標法及び本規則において、特定の種の業務に関して「非就業日」というときは、その種の業務に関する取引の公衆による実行に対して、登録局が開業していない日を意味する。

規則 80A 郵便業務の中断等における期間の延長

(1) 何れかの日において、

- (a) シンガポールの郵便業務、
- (b) 登録局の運営、又は
- (c) 電子オンラインシステムの運用、

に中断が発生した場合は、登録官は、当該日を「中断」があった日として宣言するための実施指針を発行することができ、また、何らかの通知、申請又はその他の書類を引渡し、送付

し、提出し又は送達するために商標法又は本規則で定める期間がそのように宣言された日に満了する場合は、当該期間は、そのように認定された日でない翌日(非就業日を除く)まで延長される。

(3) 登録官が、何れかの通知、申請又はその他の書類が、商標法又は本規則に指定される期間内に引き渡されず、送付されず、提出されず又は送達されなかったことが、全面的に又は主としてシンガポールの郵便業務又は電子オンラインシステムの停止又は遅延に起因していたと判断する場合において、登録官は、自己が適切と認めるときは、自己の指示する条件に基づいて、当該期間をその通知、申請又はその他の書類の名宛人により受領された日に若しくは当該受領日が非就業日に該当するときは、非就業日に該当しなくなった初日に満了するよう延長することができる。

(4) 登録官は、(3)にいう延長の通知を当該事項のすべての当事者に対して行う。

第 XIII 部 雑則

規則 81A 事件管理会議

(1) 本規則の如何なる規定にも拘らず，登録官に対する出願又は手続の何れかの段階で，登録官は，登録官が当該事件の正当で迅速かつ経済的な処理のために自己が適切とみなす命令又は指示をすることができるように，出願人又は当事者に対し，事件管理会議に出席するよう指示することができる。

(2) 事件管理会議で，登録官は次のとおりとすることができる。

(a) 出願又は手続における事案の全部又は一部の和解の可能性を含む事項を検討する。

(b) 当事者らに対し，自己が求める情報を提供するよう指示する。

(3) 何れかの当事者が(1)又は(2)に基づき与えられた指示に従わない場合は，登録官は次のとおりとすることができる。

(a) 当該指示又は命令が，当該当事者によってなされた出願又は提起された手続に関して与えられた場合は，出願又は場合により手続を却下する。

(b) 登録官が適切と認める他の命令をする。

(4) (1)，(2)又は(3)に基づいて登録官によって与えられた指示又はなされた命令は，自己が適切と認める条件で登録官によって破棄又は変更されることができる。

(5) 事件管理会議中又は後に当事者らが出願又は手続における紛争事項のすべて又は一部の和解に合意する場合は，登録官は次のとおりとすることができる。

(a) 出願又は手続に関して登録官決定を下す，又は

(b) 和解に効力を与えるために登録官が適切と認める命令を下す。

(6) 何れの当事者も事件管理会議に出頭しない場合は，登録官は次のとおりとすることができる。

(a) 事件管理会議が当該当事者によってなされた出願又は提起された手続に関する場合は，出願又は場合により手続を却下する。

(b) 登録官が適切と認める他の命令をする，又は

(c) 事件管理会議を延期する。

(7) (6)に基づいて何れかの当事者が出頭しないときに登録官によってなされた命令は，当該当事者の申請に基づき登録官が適切と認める条件で破棄することができる。

(8) (3)又は(6)に基づいて却下された出願又は手続は，何れかの当事者の申請があるときは，登録官の指示で回復することができる。

規則 81B 書類，情報又は証拠の提示

本規則の如何なる規定にも拘らず，登録官に対する出願又は手続の何れかの段階で，登録官は，出願人又は当事者に対し，登録官が合理的に求める書類，情報又は証拠を，登録官が指定する期間内に提出するよう指示することができる。

規則 82 上訴

登録官の次の決定は，裁判所へ上訴することができる。

(a) 規則 38 にいう決定，及び

(b) 規則 46，規則 56，規則 65 又は規則 66A に基づく異議申立手続における決定

規則 83 不備

手続における不備で、登録官の意見で何人かの又は当事者の利益を損なわないものは、登録官が指示する条件で修正することができる。

規則84 誤謬の訂正

- (1) 誤謬又は錯誤の訂正請求は、次のとおりとしなければならない。
 - (a) 第14条(3)(b)又は(c)にいう誤謬又は錯誤の場合は、様式TM27である。又は
 - (b) 第25条(a)にいう誤謬又は錯誤の場合は、様式CM4である。
- (2) (1)の適用上、訂正は様式とともに提出される書類上に又は様式自体に明瞭に表示されなければならない。
- (3) 登録官は、誤謬又は錯誤があることに納得するために自己が必要とする請求理由の説明書又は請求を裏付ける証拠を求めることができる。
- (4) (1)は、次における翻訳文若しくは転写文又は誤記若しくは錯誤の訂正に適用されない。
 - (a) 次に基づいて当事者系手続において提出された書類
 - (i) 規則23
 - (ii) 規則23(4)によって準用される規則29(2)から(7)まで及び規則31から規則37までの何れか
 - (iii) 規則29から規則37までの何れか
 - (iv) 規則56(4)
 - (v) 規則56(6)によって準用される規則29(2)から(7)まで及び規則31から規則37までの何れか
 - (vi) 規則57又は規則58
 - (vii) 規則59によって準用される規則31Aから規則37までの何れか
 - (viii) 規則60
 - (ix) 規則65又は規則66A
 - (x) 規則65(1)によって準用される規則29から規則37までの何れか
 - (xi) 規則66A(3)によって準用される規則29(3)から(7)まで及び規則31から規則37までの何れか、若しくは
 - (xii) 規則67A(3)又は(4)、規則72、規則73、規則76又は規則77(1)
 - (b) 規則67A(1)又は(8)に基づいて提出される様式、又は
 - (c) 規則24(2)(b)に基づく申請又は規則24(6)(a)に基づく請求のために提出する様式
- (5) (4)(a)にいう手続に関する誤謬の訂正請求は、書面で登録官にするものとする。

規則 85 裁判所への申請

商標法に基づき裁判所へ申請する者は速やかに、申請の謄本を登録官に提出する。

規則86 裁判所命令

- (1) 法に基づく事案において、裁判所又は他の管轄当局によって命令がなされる場合は、命令の名宛人又は名宛人の1は、可及的速やかに命令の写しを登録官に提出するものとする。
- (3) 命令が登録簿を更正又は変更するものである場合は、登録官は当該命令に従って登録簿

を更正又は変更する。

規則 86A 商標公報

- (1) 登録官は、商標公報という名称の定期刊行物を発行し、これには次を含める。
 - (a) 規則 4(1)，規則 23(1)，規則 26(1)，規則 47(2) 及び規則 56(3) に基づき当該公報において公告するよう求められているすべての事項，又は
 - (c) 登録官が適切と認めるその他の情報
- (2) 商標公報は、登録官が別段の指示をしない限り、週刊とする。

第 XIV 部 経過規定

規則 87 係属中の登録出願

(1) 廃止された商標法 (Cap. 332, 1992Ed.) に基づきなされた商標登録出願が, 1999 年 1 月 15 日以後に公告された場合は, 登録に対する異議申立書を提出できる期間は, 当該公告日から 4 月を超えないものとし, 当該期間は延長されない。

(2) (1) にいう異議申立書に対する意見書を提出できる期間は, 異議申立書の写しを転送する登録官の書簡の日付から 4 月を超えないものとし, 当該期間は延長されない。

規則 89 留保事項

規則 87 に定める場合を除いて,

(a) 1999 年 1 月 15 日直前に, 廃止された商標規則 (R1, 1990Ed.) が定める何らかの時期又は期間が何らかの行為又は手続に関して有効であり, 満了していない場合, 及び

(b) 本規則が定める対応する時期又は期間が満了した又は早期満了する場合は, 本規則ではなく廃止された規則が定める時期又は期間が当該行為又は手続に適用され, 当該時期又は期間は, 登録官が適切と認める期間につきかつ条件に基づいて, 登録官が延長することができる。

附則1 (規則3及び規則77(3)(c)) 手数料

事項	対応する規則	手数料	対応する様式
1. 電子オンラインシステムによってなされた商標, 団体標章又は証明標章の登録出願であって, 明細書は, 規則19(2A)の商品又はサービスの承認済リストを採用していない場合	15, 62		TM4
(a) 明細書が出願時点のニース国際分類における1の分類に含まれる商品又はサービスから構成される場合。		\$341	
(b) 明細書が出願時点のニース国際分類における2以上の分類に含まれる商品又はサービスにより構成される場合		\$341 × 類の数	
1A. 電子オンラインシステム以外の方法によってなされた商標, 団体標章又は証明標章の登録出願であって, 明細書は, 規則19(2A)の商品又はサービスの承認済リストを採用している場合	15, 62		TM4
(a) 明細書が出願時点のニース国際分類における1の分類に含まれる商品又はサービスから構成される場合。		\$240	
(b) 明細書が出願時点のニース国際分類における2以上の分類に含まれる商品又はサービスにより構成される場合		\$240 × 類の数	
2. 電子オンラインシステム以外によってなされた商標, 団体標章又は証明標章の登録出願	15, 62		TM4
(a) 明細書が出願時点のニース国際分類における1の分類に含まれる商品又はサービスから構成される場合。		\$374	
(b) 明細書が出願時点のニース国際分類における2以上の分類に含まれる商品又はサービスにより構成される場合		\$374 × 類の数	
3. 2以上の商品又はサービスに関して なされる商標登録出願(本号において原出願という)を2以上の別個の出願	17(2)	原出願を分割した追加出願ごとに\$280	TM8

(夫々当該商品又はサービスの1又は2以上に関する)に分割する請求			
4. 団体標章若しくは証明標章に関する規約の提出	63	各商標番号に関して \$340	TM10
5. 団体標章又は証明標章に関する補正した規約又は規約の補正の提出	64, 66	各商標番号に関して \$70	TM10
6. 商標登録の更新申請	49(3)(a)又は (4)	\$380 × 類の数	TM19
7. 商標登録更新の遅れた申請	49(3)(b)	\$560 × 類の数	TM19
8. 登録簿へ商標を回復する申請	53	\$610 × 類の数	TM19
9. 誓約書の提出	-	-	TM23
10. 商標登録出願を補正する申請又は登録商標所有者による当該商標に関する登録簿における誤謬若しくは欠落を更正する申請			
(a) 申請が、第20条に基づいて認められる登録商標の変更その他の事項(出願人若しくは所有者の名称若しくは他の細目、商品又はサービスの分類番号又は明細、優先権主張の細目を除く)に関してのみなされる場合	22(1)(c), 56(1), 57(1A)(a)(ii)	各商標番号に関して \$40	TM27
(b) 申請が次に関してなされる場合	22(1)(c), 56(1), 57(1A)(a)(ii)		
(i) 商品又はサービスの分類番号又は明細又は優先権主張の細目に関してのみ、又は		\$40 × 類の数	TM27
(ii) 商品又はサービスの分類番号又は明細又は優先権主張の細目に関して及び出願人又は所有者の名称その他細目以外の事項に関して		\$40 × 類の数	TM27
11. 登録簿に権利の部分放棄又は制限を記入する請求	43	各商標番号に関して \$35	TM27
16. 第25条(a)にいう誤謬又は錯誤の訂正請求	84(1)(b)	\$50	CM4
17. 規則(規則24(4)以外)に定められた特定期間又は職権手続に関するあらゆる行為又は手続を取るために登録官に	77(1A)(a)		CM5

より定められた特定期間の、 人又は当事者による次の延長 請求			
(a) 当該期間の最初又は2回 目の延長		-	
(b) 当該期間の3回目又は以 後の延長		\$50	
17A. 規則24(4)に定められた 特定期間の延長請求	77(1A) (b)	\$100	HC3
18. 規則に定められた特定期 間又は当事者間手続に関する あらゆる行為又は手続を取る ために登録官により定められ た特定期間の、人又は当事者 による次の延長請求	77(1A) (c)	\$100	HC3
19. ライセンスの付与、補正 又は解除の登録申請	55(1) (b)	各商標番号に関して \$60	CM6
20. 担保権の付与、補正又は 解除の登録申請	55(1) (c)	各商標番号に関して \$50	CM7
21. 次の登録申請			
(a) ライセンス又は担保権の 付与、補正又は解除以外の譲 渡又は取引	55(1) (a)	各商標番号に関して \$70	CM8
(b) 登録商標、商標登録出願 又は登録商標若しくは商標登 録出願における若しくは基づ く権利に関する個人代理人に よる同意	55(1) (d)		
(c) 登録商標、商標登録出願 又は登録商標若しくは商標登 録出願における若しくは基づ く権利を移転する裁判所又は 他の管轄当局の命令	55(1) (e)	-	
22. 登録出願の取下請求	21A		CM9
23. 裁判所又は他の管轄当局 の命令写しの提出	55(1) (e), 86		
24. 次の場合の登録簿記入の 認証謄本、登録簿の認証抄本 又は登録出願に関する様式の 認証謄本の請求	48		
(a) 認証謄本又は抄本又は書 類がハードコピーである場合		各認証謄本又は抄本に 関して\$35	CM12
(b) 認証謄本又は抄本又は書 類がソフトコピーである場合		\$28	CM12
25. 出願、権利又は事柄の回 復請求	77B(2)	\$100	CM13
26. 次に対する異議申立通知 の提出			

(a) 公告された商標登録出願の補正	23(2)	\$374 × 類の数	TM11
(b) 商標, 団体標章又は証明標章の登録	29(1)及び65(1)	各商標番号に関して\$374	TM11
(c) 事項の登録簿からの抹消	46(2)又は(3)	\$374 × 類の数	TM11
(d) 登録商標の変更	56(4)	\$374 × 類の数	TM11
(e) 登録団体標章又は証明標章の使用規約の補正申請	66A(1)	\$374 × 類の数	TM11
27. 商標登録の取消若しくは無効宣言の申請又は登録商標所有者以外の者による当該商標に関する登録簿の誤謬若しくは欠落の更正の申請	57(1)又は(1A)(b)	\$357 × 類の数	TM28
28. 異議申立通知を提出する期間延長の請求	29(3), 29(3)及び23, 56(6), 65(1)又は66A(3)	-	TM48
29. 聴聞出頭通知の提出	37(3), 37(3)及び23(4), 56(6), 59, 65(1)又は66A(3)	\$715 × 類の数	HC1
30. 算定費用額についての証明書の登録官による発行	76	\$80 × 類の数	HC2
31. 期間延長の請求	32(1), 33(1), 34(1)	\$100 × 類の数	HC3
32. 一方当事者聴聞の請求	24(3), 67A(1)	各商標番号に関して\$100	HC4
33. 一方当事者聴聞についての決定理由の請求	24(6)(a), 67A(8)(a)	各商標番号に関して\$700	HC5
34. 次に対する意見書の提出			
(a) 商標, 団体標章若しくは証明標章の登録異議申立の通知	31(1), 31(1)及び65(1)	\$360 × 類の数	HC6
(b) 登録商標の変更申請	31(1)及び56(6)	\$360 × 類の数	HC6
(c) 登録取消若しくは無効宣言又は登録簿更正の申請	58(1)	\$360 × 類の数	HC6
(d) 登録団体標章又は証明標章の使用規約の補正申請	31(1)及び66A(3)	\$360 × 類の数	HC6
(e) 公告された商標登録出願の補正の登録異議申立の通知	31(1)及び23(4)	\$360 × 類の数	HC6
35. 電子オンラインシステムの手段によって次の何れかを提出するためにサービス局サービスを利用するために	78I		
(a) 様式及び様式に添える書類		各様式に\$40+添付資料のページ毎に\$0.50	-

(b) 当事者間手続における証拠として提出される誓約書又は提出時の様式に添付されない提出書若しくは授權書類		ページ毎に\$0.50	-
36. 登録簿記入又は登録簿記入更正の請求であって手数料が明示的に規定されていないもの	83	-	
37. 公認謄本, 手書き又は印刷物の認証について	-	\$12	
38. 商標公報の写しの購入	86A	\$12	

附則 2 (規則 4(4)) 様式の説明(省略)

附則 4 (規則 75) 費用の額

項目	事項	金額
手続の開始		
1	異議申立書, 商標登録の取消申請書, 商標登録の無効の宣言の申請書, 登録簿における記入事項の更正申請書の作成及び提出, すべて理由の陳述書を含む	\$ 390
2	意見書の作成及び提出	\$ 390
3	異議申立及び取消, 無効又は更正手続の証拠の準備及び提出	誓約書あたり \$ 390 - \$ 2080
4	項目 1, 2 及び 3 にいう書類の閲読	書類あたり \$ 195 - \$ 1040
中間手続, 他		
5	すべての仮手続, 聴聞前審理及び事件管理会議への準備	審理及び会議あたり \$ 65 - \$ 650
6	すべての仮手続, 聴聞前審理及び事件管理会議への出頭	審理及び会議あたり \$ 65 - \$ 650
本格的な聴聞		
7	聴聞のための準備	\$ 650 - \$ 2600
8	聴聞への出席	\$ 260 - \$ 1040
算定		
10	費用請求書の作成	フォリオあたり \$ 6.5
11	算定への出席及び登録官の証明書又は命令書の取得	\$ 130 - \$ 390